

北区環境基本計画

検討会答申素案

平成 16 年 9 月

北区環境基本計画策定検討会

北区環境基本計画（検討会答申素案）の公表にあたって

環境、経済、人間・社会のバランスを保った持続的発展が可能な社会を実現し、住みやすく魅力ある北区をつくるためには、環境の保全が重要な課題です。

今日私たちを取り巻く環境は、自動車による大気汚染、身近な自然の減少、廃棄物の増加、地球温暖化などの問題を抱えています。地域の環境が悪化しているだけでなく、地球全体の環境も深刻な影響を受けています。

このような環境問題の原因のひとつは、現在の社会システムにあります。利便性を追求し、常に新しいモノを求め、少し古くなったものは惜しげも無く捨てるという、今日的大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済のあり方や、それをあたり前とする個人の価値観やライフスタイルは、際限なく地球の資源を浪費し、環境負荷を増大させています。

現在の社会のあり方や環境との関わり方をこのまま続けていくには限界があります。これからは地球規模で環境の保全に取組み、現在及び将来の人類のために、持続的発展が可能な社会を実現しなければなりません。そのためには、まず地域からの取組みが必要です。

真の持続的発展が可能な社会は、現在失われつつある精神的な豊かさやゆとり、助け合いやコミュニティなど、地域の良さが存在する社会でもあります。地球環境問題に地域から取組むことは、住みやすく魅力ある北区をつくることにもつながります。そのような北区をつくるために、区民・事業者・民間団体・区がともに手を携えて、日常生活や事業活動、行政などのあらゆる場面で環境保全に取り組んでいきましょう。

北区環境基本計画は、持続的な発展が可能な「環境共生都市」の実現に向け、区民・事業者・民間団体・区の協働による環境保全への取組みを進める計画です。

北区環境基本計画策定検討会では、平成16年2月に区長から、「北区環境基本計画」の策定に関すること、区民に対する「北区環境基本計画」の周知と推進方法に関すること、の2点を諮問され、区民参加で北区環境基本計画のあり方について検討を重ねて参りました。

このたび、北区環境基本計画検討会答申素案がまとまりましたので、お知らせします。みなさんよりご意見・ご提案をいただきながら、さらによりよい計画としていきたいと考えております。

この素案をご覧頂いた上で、ご意見・ご提案を出していただくとともに、北区環境基本計画の目指すべき「望ましい環境像」をご提案ください。（詳しくは、14ページをご覧ください。）

ぜひ、ご意見・ご提案をよろしくお願いいたします。

北区環境基本計画策定検討会

目 次

北区基本計画（検討会答申素案）の公表にあたって

<u>第1章 計画の基本的事項</u>	1
改訂の背景	2
1．計画の目的.....	4
2．計画の期間.....	5
3．計画の範囲.....	5
4．計画の進行管理.....	6
5．計画の位置付け.....	8
6．計画の構成.....	9
 北区ってどんなところ？.....	10
 <u>第2章 計画の目標</u>	13
1．望ましい環境像.....	14
2．3つの基本目標.....	15
 <u>第3章 取組みの方向</u>	17
1．取組みの体系.....	18
2．取組みの内容.....	20
 <u>用語集</u>	99

第1章 計画の基本的事項

「*」マークがある用語は、巻末の用語集に解説があります。

改訂の背景

このたび、北区環境基本計画策定検討会では、分科会での検討を経て、区民参加により「北区環境基本計画」の答申素案をまとめましたので、みなさんにお知らせいたします。

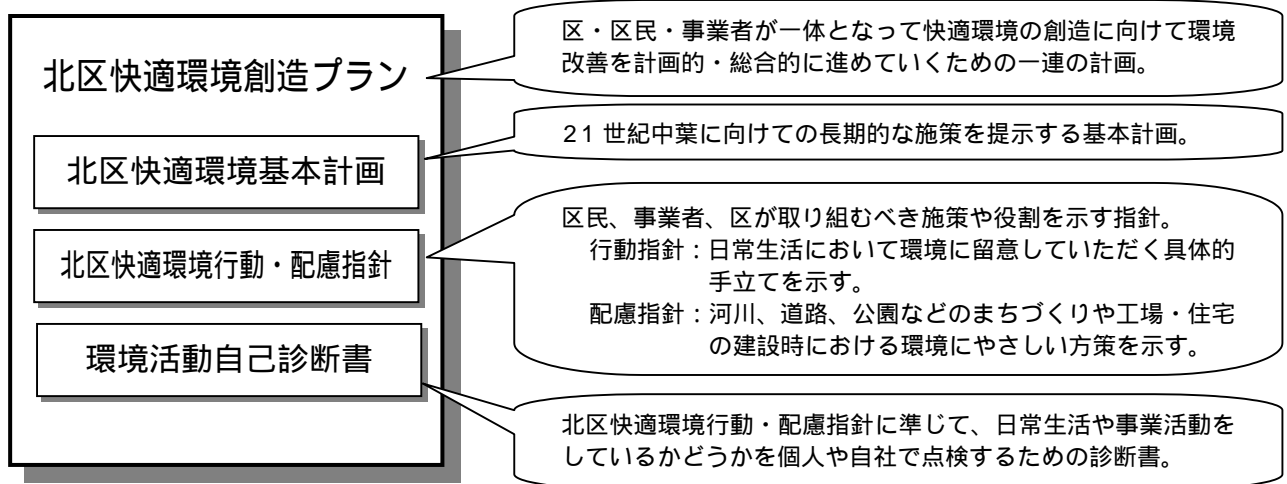
北区では、より快適で住みよい都市に変えてゆくことを目的とした「北区快適環境基本計画」を平成7年に策定しました。

この計画は、「いのちあふれるまち北区」を望ましい環境像に掲げ、3つの個別目標と、施策の方向を示しています。

望ましい環境像：「いのちあふれるまち北区」
 個別目標：いのち・生態系の回復
 青い地球を残すために
 環境改善の仕組みづくり

また、翌平成8年には、区・区民・事業者が一体となって快適環境の創造に向けて環境改善を計画的・総合的に進めていくために、「北区快適環境基本計画」を中核とし、この計画をさらに具体化するための「北区快適環境行動・配慮指針」と「環境活動自己診断書」によって構成される、「快適環境創造プラン」を発表し、環境施策を推進しています。

北区快適環境創造プラン（現行計画）の概要



北区では、北区環境基本計画の推進において区民や事業者の協力を求める一方、平成14年6月に「北区地球温暖化対策実行計画*」を策定し、電気・ガス・水道使用量の削減や、環境に優しい製品の利用を促進しています。さらに平成14年12月には、環境改善のための国際規格であるISO14001*の認証を取得して、率先的な取組みを進めています。

しかし、現行計画策定後10年が経過し、北区の環境を取り巻く状況が変化してきました。今後も、拡大・深刻化している環境問題に的確に対応する必要があります。

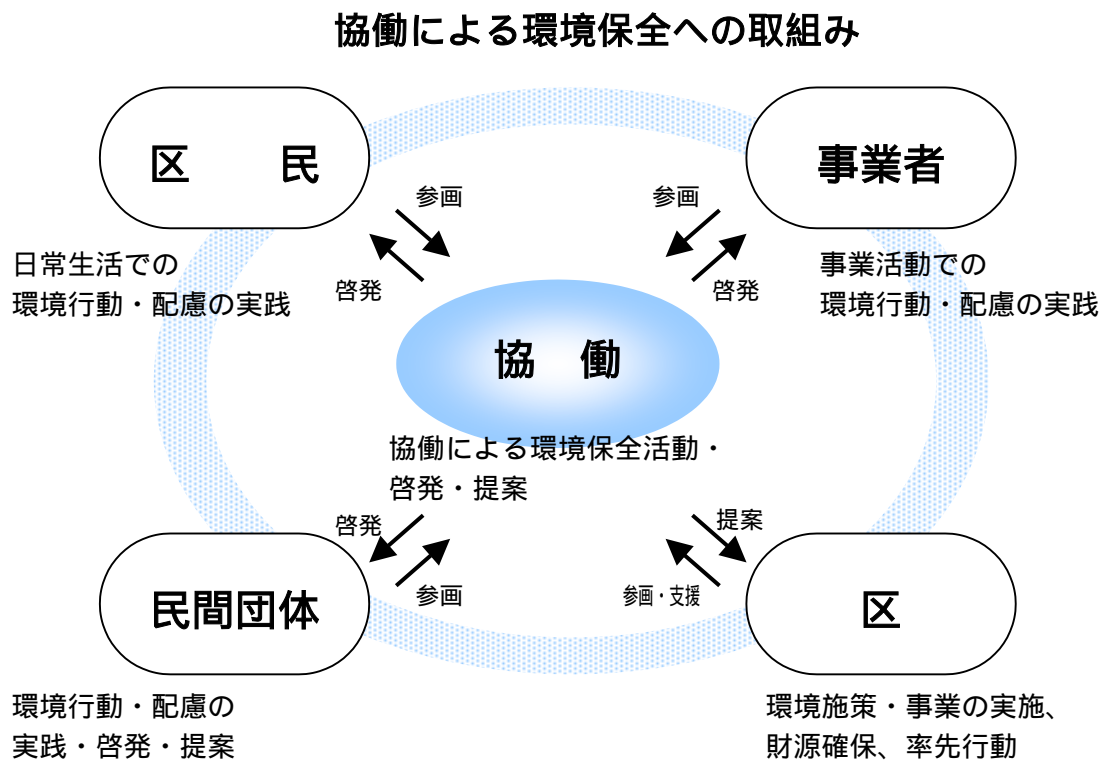
このようなことから、北区では、北区環境基本計画を改定することとなりました。

最近の北区の環境を取り巻く状況

北区では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関心がある区民は8割。区民や民間団体によるリサイクル*活動、環境教育活動が盛ん。 ・ 自動車排出ガスによる大気汚染が深刻化。大気汚染の環境基準*（光化学オキシダント）が未達成。 ・ 河川の水質の環境基準が未達成。 ・ 騒音*に関する苦情が多い。特にクーラーなど。 ・ 緑被地面積は増加傾向。崖地の樹林地には貴重な自然が残る。 ・ 区内でもヒートアイランド現象*が発生。熱帯夜の割合が増加。 ・ 地球温暖化の原因となる二酸化炭素が排出されている。 ・ ごみの減量・リサイクルが進んでいる。
東京都では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都環境確保条例を制定。従前の工場公害規制にくわえ、自動車公害対策の充実強化や化学物質の適正管理、土壌地下水汚染対策、ディーゼル車の運行制限など、総合的な環境対策を強化。
国では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年6月、京都議定書を批准した。なお、二酸化炭素削減目標は、2008年～2012年までの第1約束期間で1990年度比6%。 ・ 地球温暖化対策推進法を制定。国民や事業者、地方公共団体に温室効果ガス*の削減を求めた。 ・ 自動車NOx・PM法*を改正し、都市域の自動車交通公害対策を強化した。 ・ ダイオキシン類*や内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン*）などの有害化学物質への規制・対策を強化。 ・ 循環型社会形成推進基本法*を制定。廃棄物処理法の改正のほか、容器包装、家電、建設、食品及び自動車に関する各リサイクル法など制定。 ・ 環境の保全のための意欲の増進、環境教育の推進を図る環境教育推進法を制定。
世界では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界全体では、8億6千万人の栄養不足の人々がいる。 ・ 食料生産を不安にさせる地球温暖化と水不足が進行中。 ・ 地球温暖化が進んでおり、このままでは100年後に気温が最大5.8 上昇し、海面上昇、経済・食料生産、生態系、健康への影響が懸念されている。 ・ 世界規模で地球温暖化対策が必要とされており、京都議定書が採択されたが、米国・ロシアが批准していないため、発効要件を満たさず、未だ発効していない。 ・ かつてない大規模で深刻な水不足が起こっている。地下水の汲み上げと灌漑が原因。日本の穀物輸入も途上国での水不足を助長している。

1 計画の目的

この計画は、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる「環境共生都市の実現」を理念とし、望ましい環境像を掲げ、区民・事業者・民間団体・区の協働による環境保全への取組みの方向性を示すことを目的とします。



「協働による環境保全への取組み」とは、区民・事業者・民間団体・区のそれぞれが、または互いに連携して環境保全活動・啓発・提案することをいいます。

環境共生都市の実現 ～北区基本構想の理念

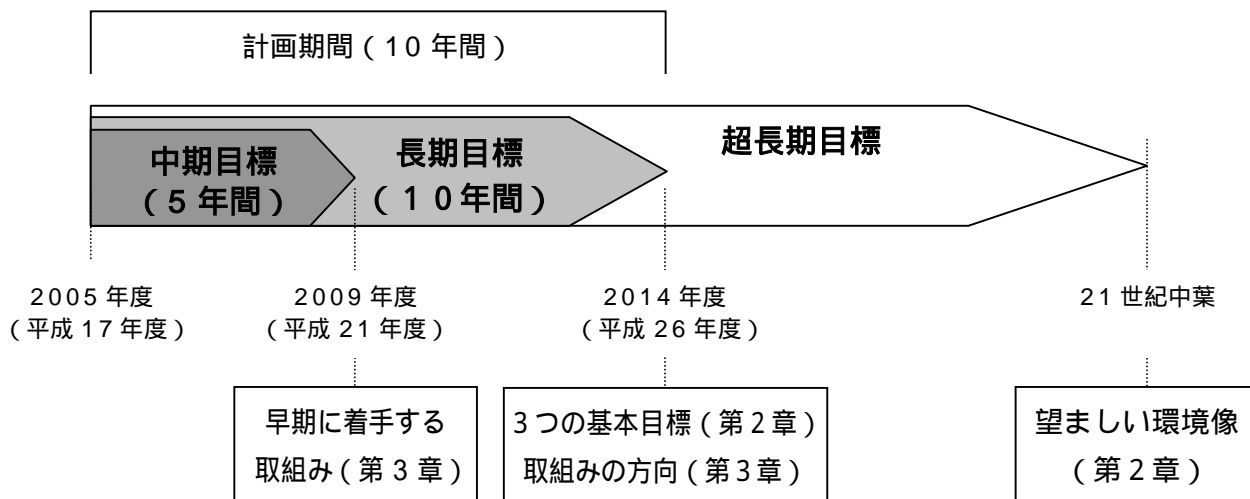
北区基本構想では、「現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる、環境共生都市を実現する」ことを、理念の一つとして掲げています。

なお、北区基本構想は、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方を示すものです。

2 計画の期間

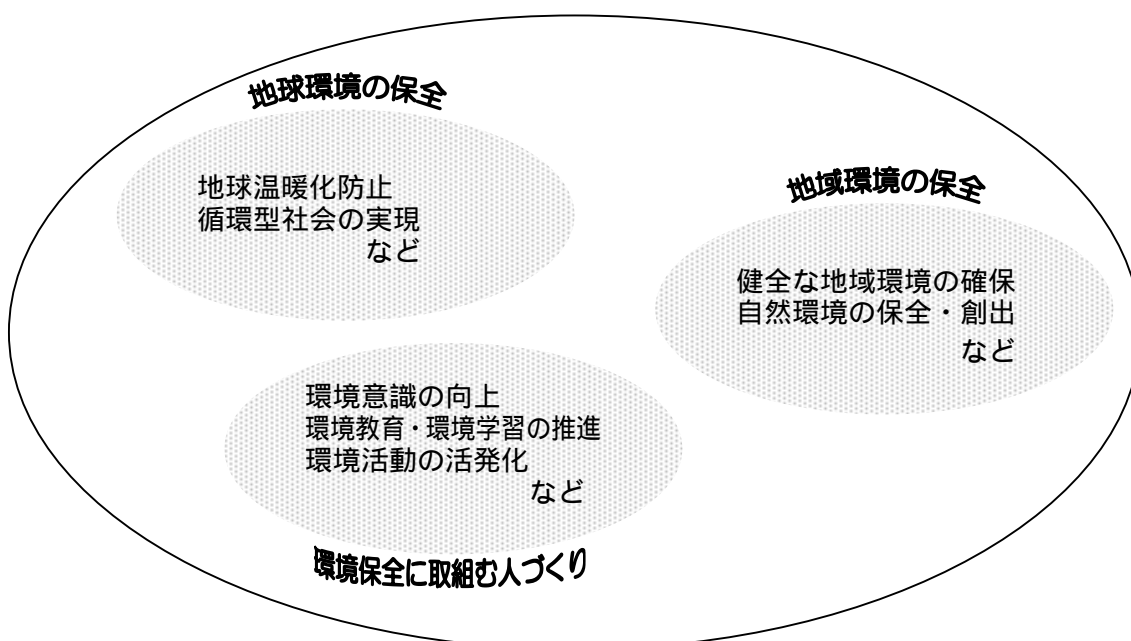
この計画の期間は、21世紀中葉を展望しつつ、2005年度（平成17年度）から、2014年度（平成26年度）までの10年間とします。

また、確実な目標達成を図るため、5年間の中期目標、10年間の長期目標を設定します。



3 計画の範囲

この計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視野で考え、また、そのための人づくりをも含みます。



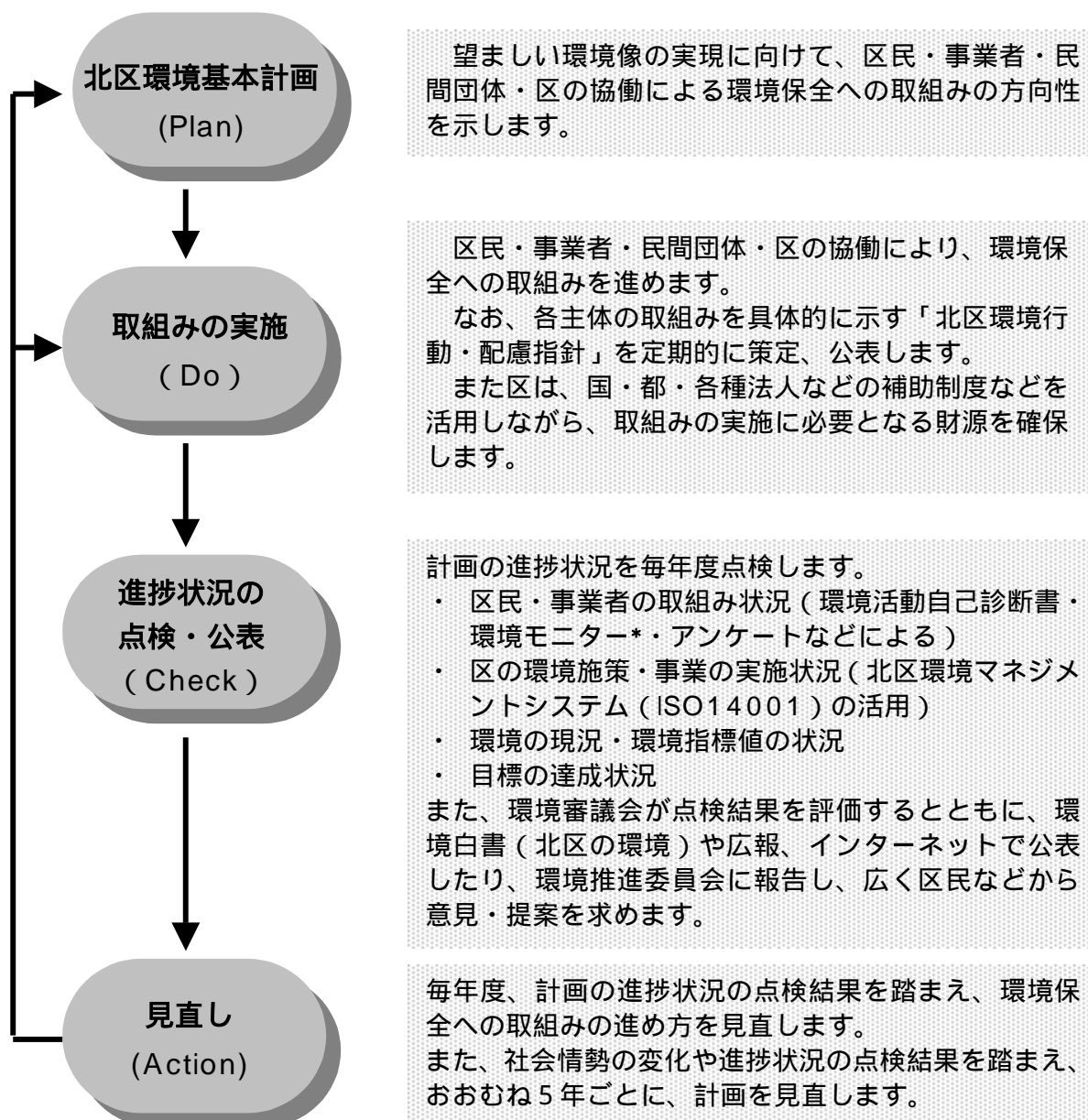
4 計画の進行管理

この計画は、区民・事業者・民間団体・区が協働して環境保全に取り組むとともに、進行管理を行います。

計画の進行管理は、北区環境基本計画（Plan） 取組みの実施（Do） 進捗状況の点検・公表（Check） 見直し（Action）という PDCA サイクル*によって、環境保全の取組みや計画の内容の継続的な改善を図ります。

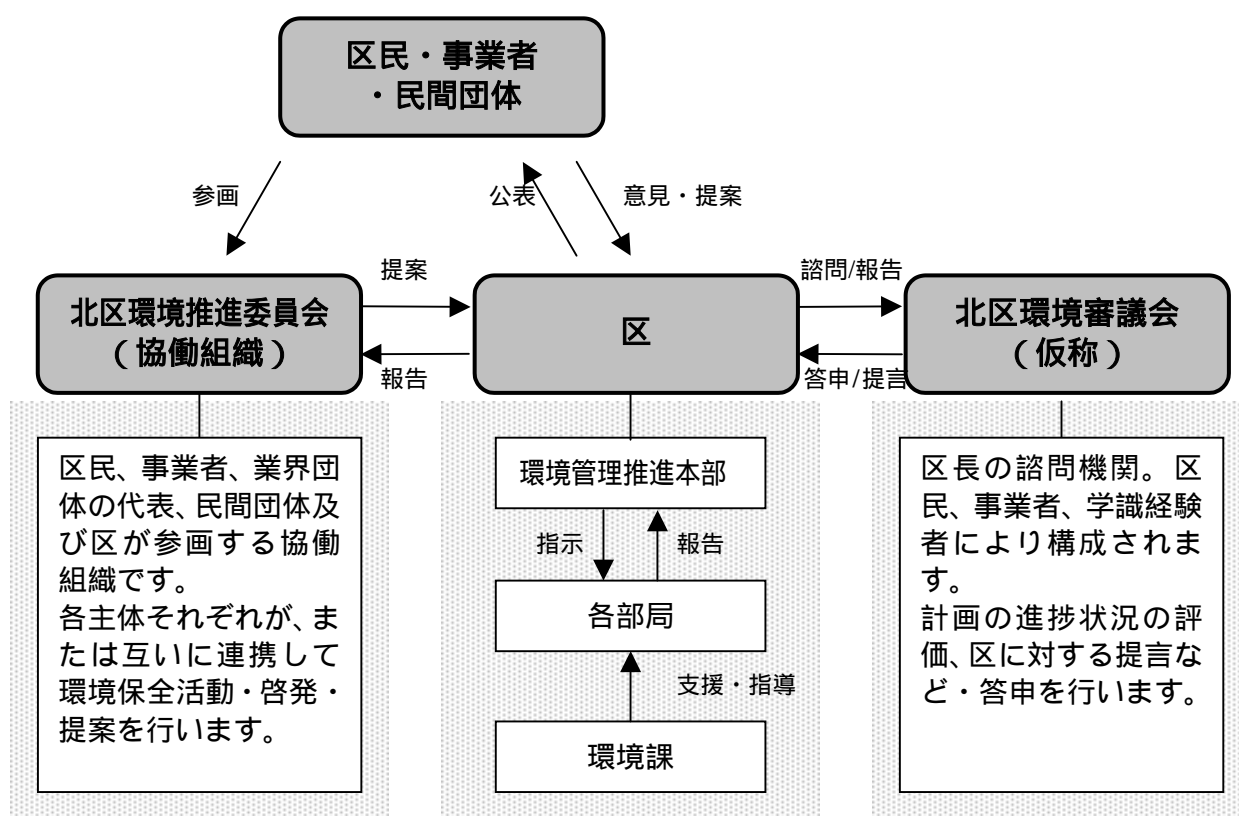
区はISO14001で毎年目標設定を行います。また、区の新たな事業の実施にあたっては、環境への影響を充分留意して対応します。

計画の進行管理の流れ



計画の進捗状況の点検は、以下のような体制で行います。また、点検結果は広く公表します。

計画の点検の体制



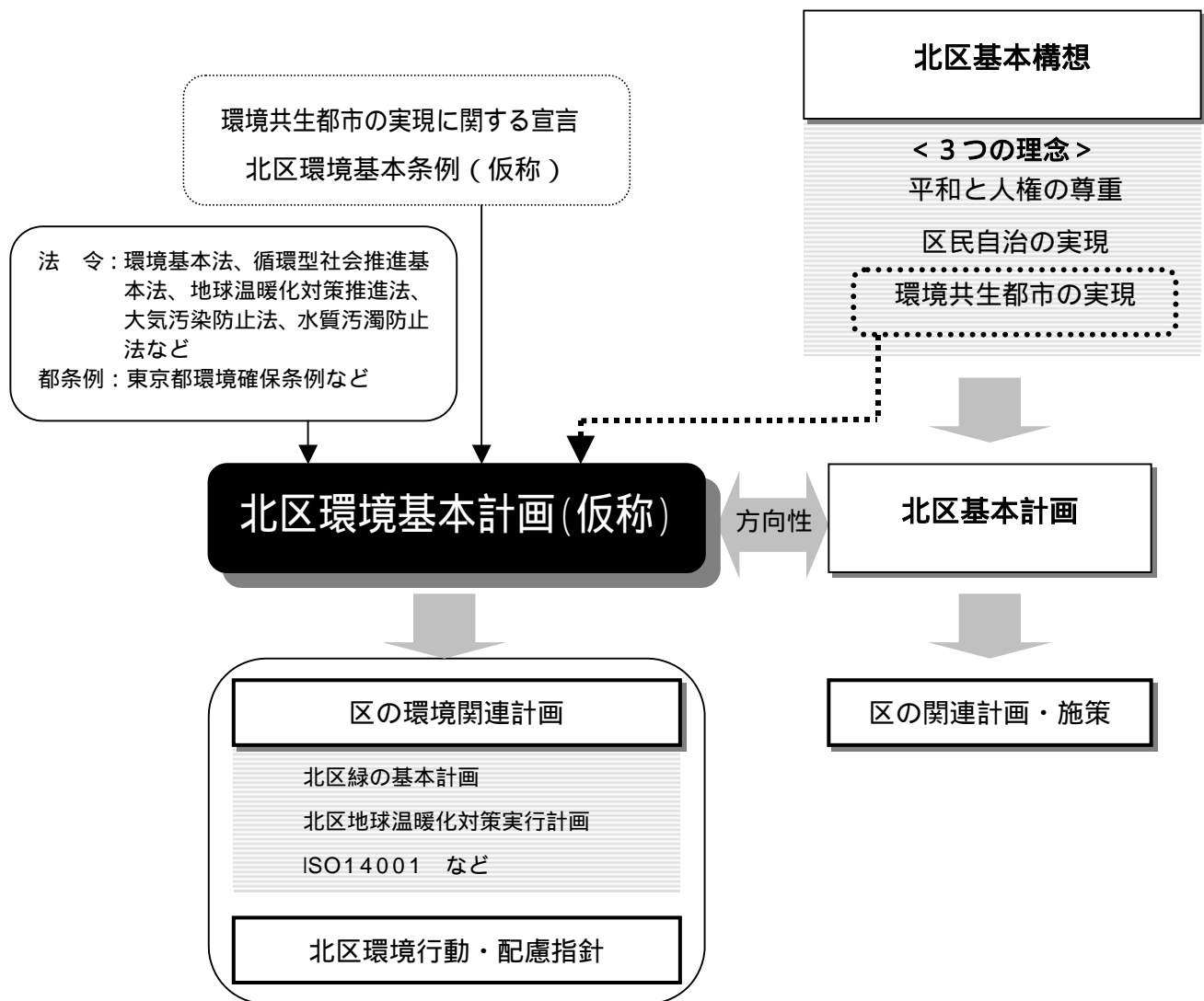
環境審議会は、「北区環境基本条例（仮称）」に基づき設置します。

環境管理推進本部

北区役所は、区役所本庁舎をはじめ、区内ほぼすべての出先機関（や福祉施設）区立小・中学校・幼稚園などを対象に、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 を認証取得しています。第三者の審査を受けながら、区の環境施策・事業の進行を管理する体制を整えています。その中心となるのが環境管理推進本部です。

5 計画の位置付け

この計画は、北区基本構想に掲げる「環境共生都市の実現」の理念に基づき、環境保全の取組みの方向性を示します。



環境共生都市の実現に関する宣言、北区環境基本条例の制定(仮称)

区民・事業者・民間団体・区の協働により環境共生都市の実現を目指す決意を宣言として表明します。また、北区環境基本条例(仮称)を制定し、計画の実効性を高めます。

6 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

計画の目的、期間、範囲、進行管理、位置付け及び構成を示します。

めざすところは・・・

第2章 計画の目標

区民・事業者・民間団体・区の共通の超長期目標として、21世紀中葉における北区のあるべき環境の姿である「望ましい環境像」を示します。

また、望ましい環境像の実現に向けて、10年間の長期目標となる「3つの基本目標」を設定します。

目標実現のために・・・

第3章 取組みの方向

3つの基本目標に沿って、区民・事業者・民間団体・区の協働による環境保全への取組みの方向を示します。

各取組みの方向について、進捗を図るものさしとなる環境指標・目標を設定します。

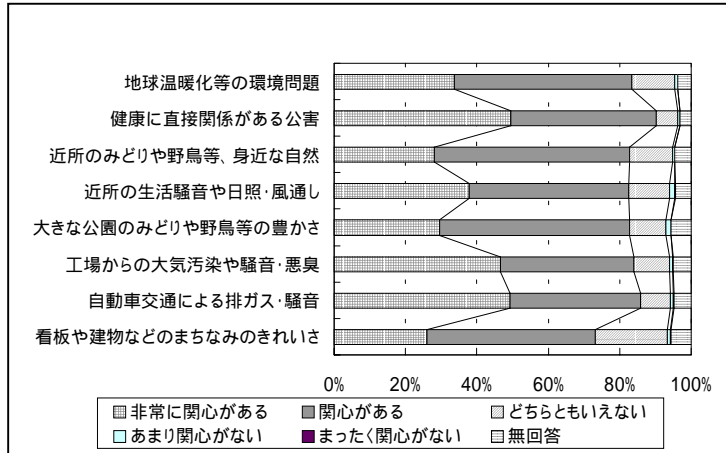
北区ってどんなところ？

区民の環境意識

区民アンケート結果を見ると、環境問題への関心度は高く、どの問題に対しても「非常に関心がある」「関心がある」という回答が約 8 割を占めています。

特に関心が高いのは、「健康に直接関係がある公害」でした。

また、北区基本計画改定に向けての意識調査においては、地域の将来像として「公園や緑が多い自然と親しめるまち」を期待する人が約半数を占めています。



参考資料：区民アンケート結果、北区生活環境部環境課、平成 15 年度

北区の地形

北区の地形は、JR 京浜東北線を境に、大きく西側の山手台地と東側の下町低地の二つに分けられます。台地（本郷台）と低地の崖線に湧水地点があり、北区内には 15 の湧水があります。

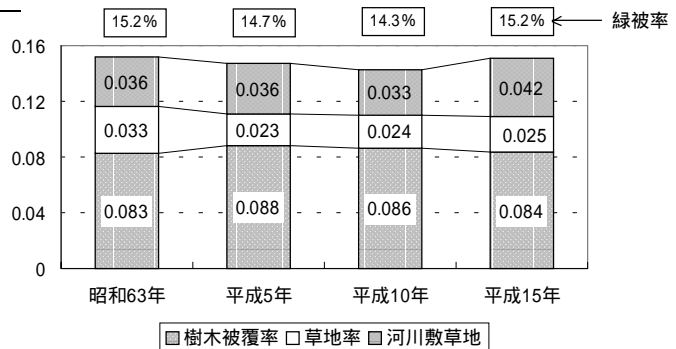
河川は、区域の北東境に、荒川、新河岸川、隅田川が流れ、南寄りには石神井川（音無川）が隅田川に流入していて、人々に親しまれています。



参考資料：「北区の環境」北区生活環境部環境課、平成 15 年

緑被率

北区の緑被率*の推移を見ると、平成 10 年までは年々減少していましたが、平成 15 年には 15.2% となり、北区内の緑の量がわずかながら増加していることが分かります。

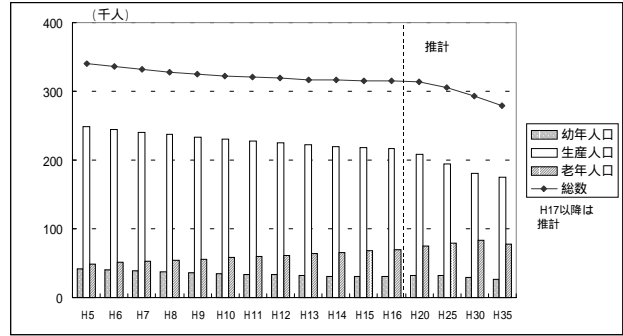


参考資料：北区緑の実態調査 2003 報告書

人 口

北区の人口は昭和 42 年（1967 年）をピークに減少傾向です。この傾向は今後も続き、平成 35 年（2023 年）には 30 万人を下回ることが予測されています。それに対し、世帯数は平成 8 年から微増を続け、世帯人員の減少が進んでいます。

また高齢化も進んでおり、平成 16 年 1 月現在の北区の高齢者率は 21.7% で、23 区では 3 番目に高くなっています。



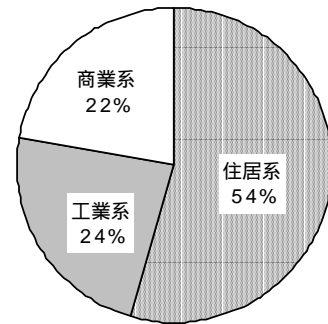
参考資料：「北区行政資料 平成 15 年度版」企画部企画課、平成 15 年

土地利用

北区の用途地域の割合を見ると、住居系地域が多くを占め、続いて工業系地域、商業系地域の順となっています。

新河岸川や墨田川沿いに工場が立地し、それ以外の大部分が住宅地や商業地です。

防災対策やオープンスペースの不足など、まちづくりに関わる課題もあります。

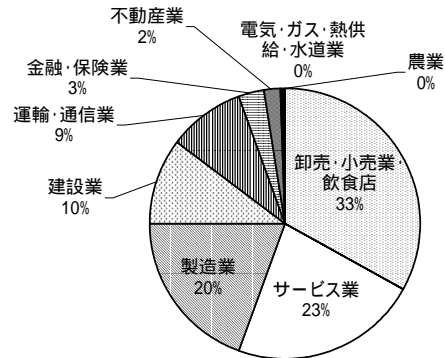


参考資料：「北区行政資料 平成 15 年度版」企画部企画課、平成 15 年

産 業

北区は製紙業発祥の地だったことから、大きな製紙会社や印刷会社があり、工場は浮間地区、赤羽東地区王子東地区などに多く見られます。

JR 駅周辺に、商業集積があり、大きな商業核が存在しています。中でも赤羽駅周辺は、大型店を中心に面的に広がっているのが特徴です。



参考資料：「北区行政資料 平成 15 年度版」企画部企画課、平成 15 年

交 通

西側台地と東側低地との境界線上に JR 京浜東北線、東北本線、埼京線が通り、それにほぼ沿って、東北・上越新幹線が走っています。また北本通り、本郷通りに沿って地下鉄南北線が通っています。また、23 区中で一番駅が多いのも特徴です。

道路網は、環状七号線、北本通り、明治通りなどの幹線道路が縦横にめぐらされ、地域の利便性に貢献する一方、環境負荷にも影響を与えています。



参考資料：「北区的环境」北区生活環境部環境課、平成 15 年

第2章 計画の目標

1 望ましい環境像

区民・事業者・民間団体・区の共通の超長期目標として、21世紀中葉における北区のあるべき環境の姿を示す「望ましい環境像」を掲げます。

望ましい環境像

区民のみなさんのご提案により設定予定

区民のみなさんには、この素案をご覧いただいた上で、環境基本計画が目指すべき、「望ましい環境像」をご提案ください。

望ましい環境像 設定例

「いのちあふれるまち 北区」

(現行計画の望ましい環境像)

受付期間：平成16年9月21日～10月20日

応募方法：望ましい環境像のイメージと設定した理由を書いて(様式自由) ファックス、インターネット、郵送または持参してください。

選定方法：北区環境基本計画策定検討会において、望ましい環境像を決定します。みなさんのご意見につきましては、検討の際に活用させていただきます。

提出先・問合せ：北区環境基本計画策定検討会事務局

住所 / 北区王子本町 1-15-22

URL / <http://www.city.kita.tokyo.jp>

TEL / 03-3908-8603 FAX / 03-3906-8474

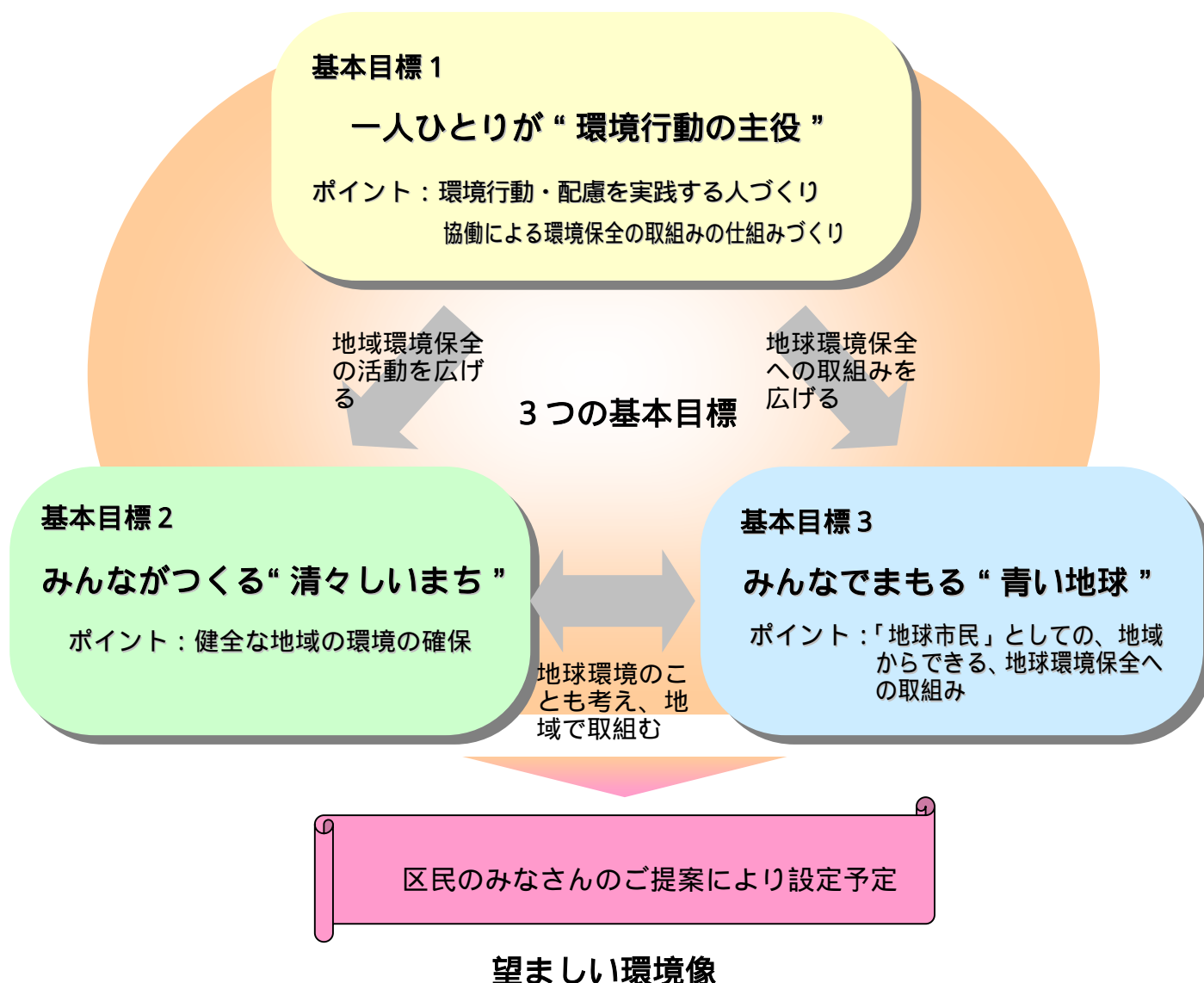
2 3つの基本目標

北区の望ましい環境像を実現するためには、まず、環境への大切さに関心を持ち、日常生活や事業活動において、環境を保全するための行動や配慮のできる人を育てていくことが先決です。

そして、自分たちの生活の場である地域環境はもちろん、将来の世代が生きるための基盤となる地球環境の保全にも目を向けて、「地球市民」としてみんなが取り組んでいくことが大切です。

そこで、望ましい環境像の実現に向けて、10年後の到達点を示す長期目標として、3つの基本目標を立てます。

望ましい環境像実現に向けた3つの基本目標



基本目標 1

一人ひとりが“環境行動の主演”

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方を見直し、環境面でも人間的な面でも持続的な発展が可能な社会を実現していきます。

そのために、私たちを取り巻くさまざまな環境問題を理解し、その要因が私たちの日常生活や仕事、地域活動、さらには私たち自身の価値観や社会・経済のあり方とつながっていることを認識し、自ら環境行動・配慮ができる人を増やしていきます。

また、区民・事業者・民間団体・区が互いに連携して環境保全に取り組む仕組みの構築を目指します。

基本目標 2

みんながつくる“清々しいまち”

大気環境・水環境・土壌環境・都市環境など、地域の健全な環境を確保し、高齢者や障害者、子どもたちなどを含むあらゆる立場の人々が健康で快適な生活を送ることができるようにします。

また、都市の中で野鳥や昆虫たちが生息・生育できる空間を確保するとともに、人々が自然に親しみ、自然に関心を持てるような場や機会を提供し、自然と人のより良い関係を築くことを目指します。

そして、地域全体で環境活動を進めていくことにより、それぞれの地域の結びつきを強め、物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを感じられるようなまちをつかっていきます。

基本目標 3

みんなでももる“青い地球”

子や孫などの将来の世代にも、この青い地球を残すために、そして世界中の人々が健康でおいしいのある生活を送れるようにするために、北区は世界の中の一員として責任を自覚し、地域から行動します。

そして区民・事業者・民間団体・区のそれぞれが、モノを大切にすることを認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄の悪循環から脱出するとともに、連携して二酸化炭素の排出や資源の浪費、廃棄物の排出を抑えるように、日常生活や事業活動を営んでいくことを目指します。

第3章 取組みの方向

1 取組みの体系

望ましい環境像の実現に向けて、3つの基本目標に沿って進めていく、取組みの体系を示します。

望ましい環境像

基本目標1 一人ひとりが“環境行動の主役”

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 関心を高める | 2. 理解を深める |
| 取組1: 環境情報の集積・整理・提供 | 取組1: 環境学習の機会の確保 |
| 取組2: 環境情報拠点の確保 | 取組2: 環境リーダー等の育成 |
| 取組3: 気づきの機会の確保 | |

基本目標2 みんながつくる“清々しいまち”

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 空気をきれいにする | 2. 水をきれいにする |
| 取組1: 実態把握 | 取組1: 実態把握 |
| 取組2: 自動車排出ガス対策 | 取組2: 排水対策 |
| 取組3: その他の原因による大気汚染の対策 | 取組3: 流域での連携 |
| 5. 人と自然との共生をめざす | 6. 水を循環させる |
| 取組1: 実態把握 | 取組1: 地下水のかん養・湧水の保全 |
| 取組2: 都市に息づく生態系の保全 | 取組2: 雨水・再生水*の循環利用 |
| 取組3: 緑・水辺の保全・創出 | |

基本目標3 みんなでまもる“青い地球”

- 地球温暖化を防止する
- | |
|-------------------------|
| 取組1: 実態把握 |
| 取組2: 温室効果ガス排出量削減の仕組みづくり |
| 取組3: 新エネルギー*の導入 |
| 取組4: 省エネルギー*の推進 |

3. 活動をはじめ

- 取組1：環境活動情報の集積・整理・提供
- 取組2：活動拠点の確保
- 取組3：活動の機会の確保
- 取組4：自主的な活動の促進

4. 活動を広げる

- 取組1：交流の機会の確保
- 取組2：パートナーシップによる活動の活発化

3. 不快な音や振動などをへらす

- 取組1：実態把握
- 取組2：交通騒音・振動対策
- 取組3：事業活動に伴う騒音・振動対策
- 取組4：近隣騒音・日照障害*・電波障害などの対策

4. 有害な化学物質をきちんと管理する

- 取組1：実態把握
- 取組2：ダイオキシン類・PCB対策
- 取組3：土壌・地下水汚染対策
- 取組4：その他の有害化学物質対策
- 取組5：リスクコミュニケーション*の促進

7. ヒートアイランドを緩和する

- 取組1：実態把握
- 取組2：ヒートアイランド対策

8. 美しいまちを形成する

- 取組1：ポイ捨て防止等マナーの向上
- 取組2：花いっぱい運動の推進
- 取組3：環境資源の活用

2. ごみ減量・リサイクルを進める

- 取組1：グリーン購入*の推進
- 取組2：発生抑制（リデュース*）
- 取組3：再使用（リユース*）・再生利用（リサイクル）の推進
- 取組4：環境への負荷の少ない処理・処分の実現

3. 地球の問題を身近にとらえる

- 取組1：実態把握・情報の提供
- 取組2：国際協力の推進

2 取組みの内容

取組みの体系に沿って、それぞれの取組みの内容を示します。

取組みの方向の読み方

1. 関心を高める

現状・
問題点

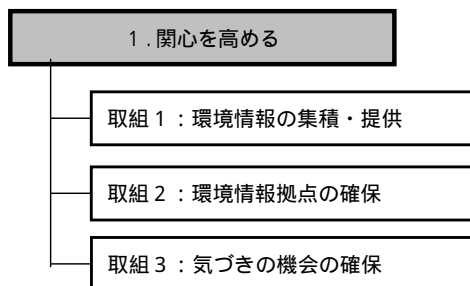
地球環境問題や地域の環境問題を解決に導くには、国や地方自治体の率先行動はもちろん、地球上で生・・・

環境の現状と問題点を示します。

取組み
方針

まず、一人ひとりが環境に対する関心を高めていくことが重要です。そのために、環境に関する様々な・・・

問題点を受けて、取組みの方向性を示します。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標	現状値
自然体験教室参加者	人	47000人(H14年度)

環境の状態を判断する指標・目標を示します。

取組み
内容

取組 1 : 環境情報の集積・提供

環境の現状、環境と日常生活や事業活動との関わりなどについての環境情報を入手してみましょう。・・・

取組みの方向性や、取組み内容を示します。網掛けがついた取組みは、早期に着手していくものです。

取組み名	取組み内容と目安
区民参加による地域環境調査の実施	各種環境調査の実施
環境調査結果の集積・公表	環境モニターによる調査結果をインターネット等で公表

基本目標1 一人ひとりが“環境行動の主角”

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方を見直し、環境面でも人間的な面でも持続的な発展が可能な社会を実現していきます。

そのために、私たちを取り巻くさまざまな環境問題を理解し、その要因が私たちの日常生活や仕事、地域活動、さらには私たち自身の価値観や社会・経済のあり方とつながっていることを認識し、自ら環境行動・配慮ができる人を増やしていきます。

また、区民・事業者・民間団体・区が互いに連携して環境保全に取り組む仕組みの構築を目指します。

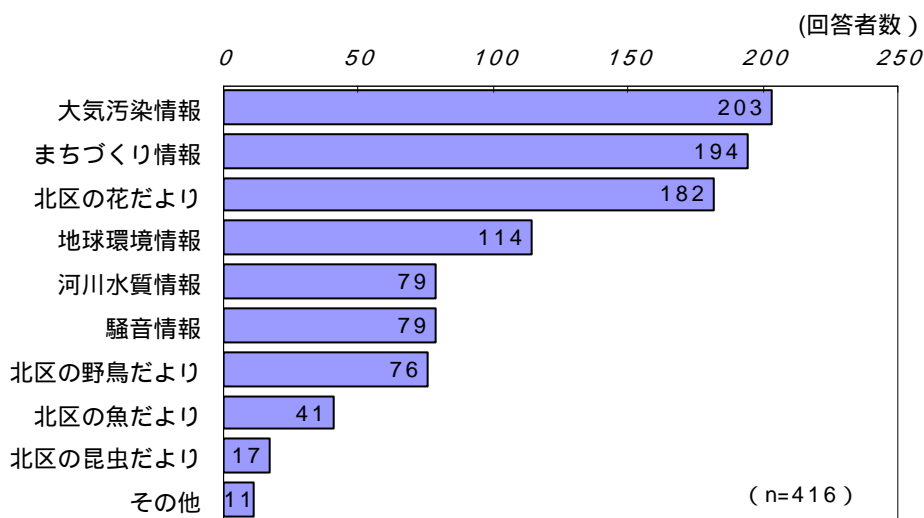
1. 関心を高める

現状・
問題点

区民が知りたいと思っている環境情報は？

「大気汚染情報」「まちづくり情報」といった地域での身近な環境情報のほか、「北区の花だより」といった自然とのふれあいのための環境情報が求められています。今後は、区民の要望にあった環境情報を積極的に提供していく必要があります。

知りたいと思っている環境情報（区民アンケート）



資料：区民アンケート調査（北区環境課、平成15年度）

体験してみよう！ ～自然体験教室

自然ふれあい情報館は、区民が楽しみながら自然環境への理解を深め、日常生活を環境面から見直すための施設です。

区内四河川に生息する魚類や、北区の自然を題材としたパネル、「生物の目から見た北区の自然」と題した映像などを展示しています。

また、自然ふれあい情報館では、1年を通して各種体験教室などを随時開催しています。

平成15年度は、約53,000人を超える入館者がありました。



(自然ふれあい情報館)

自然体験教室（平成16年度予定）

昆虫観察教室	（身近な昆虫を観察します）	・・・	8月頃
自然写真撮影教室	（写真を撮ることを通じて自然観察！）	・・・	8月頃
秋に鳴く虫観察教室	（秋の虫の声を聴きます）	・・・	9月頃
植物画教室	（身近な野草を水彩画で描きます）	・・・	9月頃
野鳥観察会	（バードウォッチング）	・・・	1月頃
バードカービング教室	（野鳥の彫刻をします）	・・・	2月頃
生きもの探検隊	（身近な生き物を見つけます）	・・・	全13回

資料：北区ホームページ

体験してみよう！ 区の歴史や生活文化に触れる

持続可能な社会を目指すため、文化財の保存活用事業を通して区の歴史や生活文化を再認識し、現在の生活のあり方や価値観を見直すことも大切です。

仮称北区ふるさと農家体験事業では、区指定有形文化財に指定されている旧松澤家住宅を移築復原し、貴重な文化遺産として私たちの子孫に引き継ぐとともに、区の歴史・文化に触れることができる区民参画型の体験学習施設として活用するものです。

仮称北区ふるさと農家体験館で実施が考えられる年中行事



(古民家復原予想図)

繭玉団子飾りと七草粥作り	(1月)
節分	(2月)
雛飾りと菱餅作り	(3月)
オシシサマ	(4月)
端午の節句と柏餅作り	(5月)
七夕飾り	(6月)
マンゴリ	(7月)
十五夜の月見団子作り	(9月)
トーカンヤ	(11月)
シメナワ飾りと餅つき	(12月)

資料：北区ホームページ

「自然を感じる」から「環境を感じる」へ

北区では、これまで自然環境を大切にし、区民が自然体験をできる機会を増やすことに力を入れてきました。

しかし、さらに環境学習を推進していくためには、区内の環境学習施設を増やしていき、学習の機会や場を広げる必要があります。

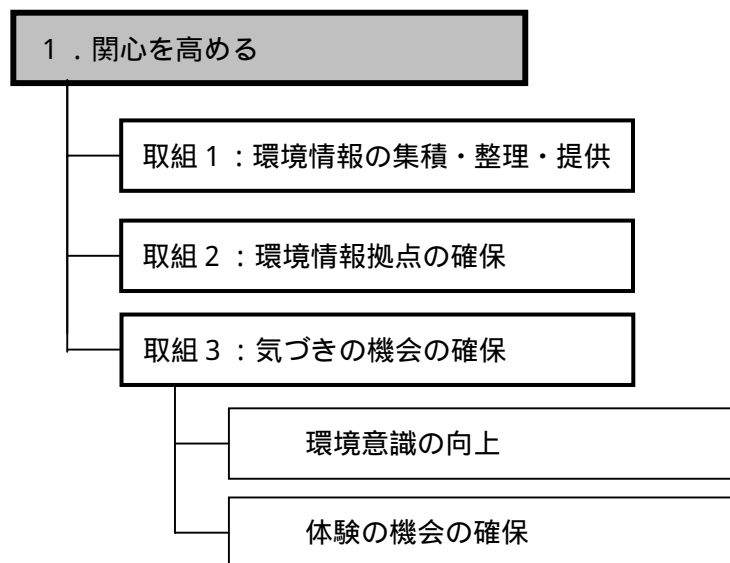
また、地球規模の環境問題が顕在化する中、自然だけでなくもっと広い視点で「環境」をとらえ、様々な環境問題を身近な問題として感じられる機会や場が必要です。

取組み 方針

まずは、一人ひとりが環境に対する関心を持つことから始まります。

そのために、環境に関する身近な情報を誰もが簡単に入手できるようにするとともに、環境情報の集積・提供の拠点を確保します。

また、「気づき」のきっかけづくりとして、実際にふれ、体験することによって環境への関心を喚起させるような機会を増やします。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
学習拠点利用者数	現状値より増加	約53,000人(自然ふれあい情報館、平成15年度)
(仮称)北区環境情報ネット構築状況	構築運用	なし(平成16年度)

**取組み
内容**
取組 1：環境情報の集積・整理・提供

環境の現状、日常生活や事業活動と環境との関わりなどについての環境情報を入手してみましょう。

区は、環境モニターなどと協力して、環境の現状や環境保全活動についての情報を集め、区民が知りたい情報や、区民に知って欲しい情報を、区の広報誌やホームページなどを通じて広く提供します。

取組み名	取組み内容と目安
区民参加による地域環境調査の実施 (環境モニター等による)	ヒートアイランド調査(気温分布調査)、地域資源調査等
区民参加による自然環境調査の実施	植物・昆虫・野鳥調査、指標生物調査等
環境調査結果の集積・公表	環境学習会用冊子、学校副読本等の作成、インターネットによる公表
環境情報誌の発行	NPO等との協働による発行
環境図書・文書に関する情報提供	環境情報拠点で、政府・自治体刊行物、環境雑誌等を公開
環境情報の提供方法の多様化	ホームページ、広報誌、ケーブルテレビなどの活用

取組 2：環境情報拠点の確保

環境情報の集積・提供の拠点ともなる「総合環境学習拠点」や、インターネット上の「(仮称)北区環境情報ネット」を活用しましょう。

区は、総合環境学習拠点を整備するとともに、北区自然ふれあい情報館やエコ広場館、古民家などを活用します。また、(仮称)北区環境情報ネットを構築します。

取組み名	取組み内容と目安
総合環境学習拠点の整備・運営	早期開設、民間団体への管理委託
(仮称)北区環境情報ネットの構築	環境情報専用ホームページの開設
北区自然ふれあい情報館の充実	提供情報の充実
エコ広場館の運営・整備	増設
環境情報窓口の設置	情報の提供先、検索方法などについての案内
古民家の活用	

取組3：気づきの機会の確保

環境イベントや農業体験、環境関連施設見学会などに参加し、自分たちの生活や活動と環境との関わりについての理解を深めていきましょう。

区は、啓発冊子の発行や環境イベント・環境シンポジウムの開催を行います。また、体験に基づく気づきが効果的であることから、体験型学習会などの場を増やします。

環境意識の向上

取組み名	取組み内容と目安
啓発用冊子の作成・配布	
環境イベントの開催	環境フェア -、シンポジウムなどの実施、拠点における定期的な企画の実施
「環境の日」の普及	「環境の日」に合わせた各種イベントの開催

体験の機会の確保

取組み名	取組み内容と目安
体験教室・観察会の開催	農業体験、自然体験、体験型学習会、エコツアー*、昔の遊び体験等
環境関連施設等の見学会の開催	エコハウス*お、リサイクル施設、エネルギー館等の見学
新エネルギー等の展示施設の設置	太陽光温水器、太陽熱発電機、風力発電*、燃料電池、雨水活用設備等の展示

2. 理解を深める

現状・ 問題点

北区にはさまざまな環境学習施設があります

北区では、区民の皆さんの環境教育への関心が高く、各種ボランティア団体によるリサイクル活動、環境教育活動なども盛んです。

主な環境学習施設としては、紙の博物館、荒川知水資料館、エコ広場館などがあり、それぞれ講座の開催などを行っています。

教室や講演会も充実しています

科学・環境教育センターでは、児童の科学、環境への興味・関心を高め、科学的な研究や環境問題についての知識や技術の向上・援助を図るために、教室や講演会を開いています。

また、生徒に対してだけでなく、理科担当教諭に対して、実験・観察の実技研修や指導法の研究も行っています。

講習会等実施スケジュール（平成16年度）

月	会場	小学校5年生の部 （基礎研究コース）	小学校6年生の部 （発展研究コース）
5月	科学・環境教育センター	開室式・オリエンテーション	
6月	科学・環境教育センター	・望遠鏡づくり ・プチロケットづくり	・気体おもしろ実験 ・液体窒素を使った実験
	科学・環境教育センター	・植物標本づくり ・ブラバンづくり	・いろいろな電池づくり ・土中の動物を探そう
7月	中央公園文化センター	親子講演会 「リフレッシュ理科教室」に関するものづくり	
8月	日本科学未来館	リフレッシュ理科教室 応用物理学会の主催による実験教室へ参加	
9月	荒川知水資料館	自然探求教室の事前学習	
10月	荒川知水資料館	荒川フィールドでの自然探求教室（1泊2日）	
	荒川知水資料館		
	科学・環境教育センター	自然探求教室のまとめ	
12	科学・環境教育センター	研究発表会・活動報告及び閉室式	

資料：北区教育委員会資料

北区で進める教育とは

北区では「北区教育ビジョン」を作成し、それに基づいて教育を進めています。

「北区教育ビジョン」は、区民すべてを対象として、生涯にわたる学習のあり方を示しています。また、教育先進都市・北区を創るため、中・長期的視点に立って、今後の北区の教育が目指すべき姿と方向を示す、北区の教育理念でもあります。

「北区教育ビジョン」は、以下のような社会を目指しています。

- (1) 生涯にわたり学び合い、育ち合う学習社会
- (2) 共に支え合い、共に結び合う連携社会
- (3) 一人ひとりが地域社会や国際社会に寄与する貢献社会

もっと身近な環境学習が必要です

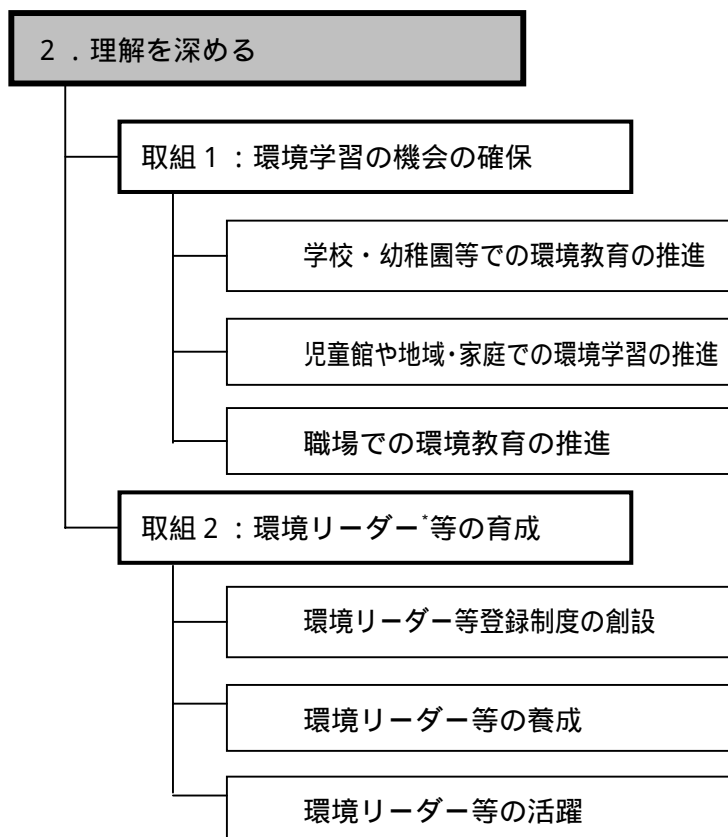
現在の施設における環境学習は、ひとつの分野については学べますが、環境という枠の中で様々な分野の問題を総合的にとらえ、日常生活との関わりを理解させるものではありません。

環境問題を日常生活と関連付けるために、現在ある施設を利用しながら、学校や職場、自治会、そしてこれらを含む地域など、身近なところで環境学習を進めることが必要です。また、地域での環境学習は、その地域のリーダーの連携によって行われることが望まれます。

しかし、現在は地域のリーダーが十分でないとともに、リーダー同士の連携が取れていないのが現状です。したがって、リーダーとなる人をさらに増やし、環境学習の輪を広げる必要があります。

**取組み
方針**

一人ひとりが環境問題の現状や、これらと日常生活や事業活動との関わり、また自分たちの役割やとるべき行動などについて理解を深めることが大切です。そのために、学校や地域・家庭、職場での環境学習の機会を増やします。また、地域などでの環境学習や環境保全活動の指導者となる人材を育成・活用します。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
環境教育実践校数(区内小中学校)	全校(内容のさらなる充実)	全校
環境リーダー*登録者数	70人以上(各地区10人)	環境リーダー登録制度なし(平成16年度)
環境モニター登録数	210人以上(各地区30人)	環境モニター登録制度なし(平成16年度)

**取組み
内容**
取組 1：環境学習の機会の確保

学校や地域、職場など、あらゆる場で環境教育・環境学習をはじめましょう。

区は、出前講座や必要な情報提供、環境教育・環境学習を進めるためのプログラムを作成します。

学校・幼稚園等での環境教育の推進

取組み名	取組み内容と目安
教員等に対する環境研修の実施	環境学習に携わる教員を支援するための研修の企画・実施
出前講座の実施	環境リーダー等による講座の開催
環境に関する情報提供	学校に対し、環境情報誌・メール等で情報を提供
教材等の提供・貸出	環境教育の授業で使用する測定器等の教材の貸出し
北区教育未来館の活用	地域住民と学校との連携による活動の推進
学校における環境教育モデルプログラム・マニュアルの作成	

児童館や地域・家庭での環境学習の推進

取組み名	取組み内容と目安
環境講座・教室、子ども環境講座の開催	環境リーダーによる環境学習拠点における定期的な環境講座の実施
出前講座の実施	(再掲・P30)
環境情報拠点の活用	家庭や地域での環境活動に役立つ最新の環境情報の企画・展示・講座の開催等
地域における環境学習モデルプログラム・マニュアルの作成	環境リーダー等への提供

職場での環境教育の推進

取組み名	取組み内容と目安
職場における環境教育モデルプログラム・マニュアルの作成	職場への提供

取組 2：環境リーダーなどの育成

「環境について学んでみようかな」「環境のことを知りたいな」と思ったときには、環境モニター制度や環境リーダー、民間団体の登録制度を利用してみましょう。

区は、地域などでの環境学習や環境保全活動の指導者となるような個人や団体を登録・紹介する仕組みをつくり、人材の養成・発掘・活躍を進めます。

環境リーダー等登録制度の創設

取組み名	取組み内容と目安
環境モニター制度の確立	区民参加による地域環境調査の制度の確立、実施
環境リーダー・民間団体の登録制度の確立・運用	登録制度の制定及び登録団体の公表

環境リーダー等の養成

取組み名	取組み内容と目安
環境モニター養成講座の実施	環境モニターの核となる人の養成
環境リーダー養成講座の実施	地域、学校等における環境教育の講師、教員の補助等を担える人の養成

環境リーダー等の活躍

取組み名	取組み内容と目安
環境情報窓口の設置	(再掲・P25)
体験教室・観察会の開催	(再掲・P26)
出前講座の実施	(再掲・P30)
環境講座・教室、子ども環境講座の開催	(再掲・P30)

3. 活動をはじめめる

現状・
問題点

環境活動自己診断書を知っていますか？

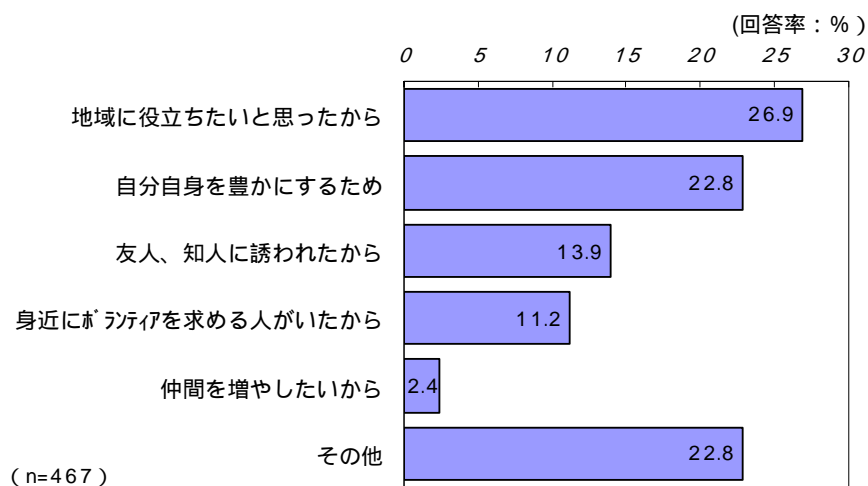
北区では、毎年環境活動自己診断書を実施しています。これは、区民や事業者が日頃から地域環境や地球環境を考慮して日常生活や事業活動を行っているか、自らの手で診断できるものです。一般の区民用と事業所用（製造業・建設業・建設コンサルタント・運輸業・自動車修理業・小売業・造園業・宅地建物取引業）があります。

また、学校でも自己診断書に取り組んでいます。児童（小学5年生）の参加者は年々増加し、平成13年度以降は3,000人以上に達しています。

地域での活動への参加のきっかけは積極的な動機から

NPO・ボランティアなどの地域での活動へ参加した経験がある方に対して、地域活動に参加するきっかけをお聞きしたところ、「地域に役立ちたいと思ったから」「自分自身を豊かにするため」といった積極的な動機が挙げられました。

地域活動への参加のきっかけ



資料：北区民意識・意向調査 H15.3（北区）

関心・知識を活動につなげなければなりません

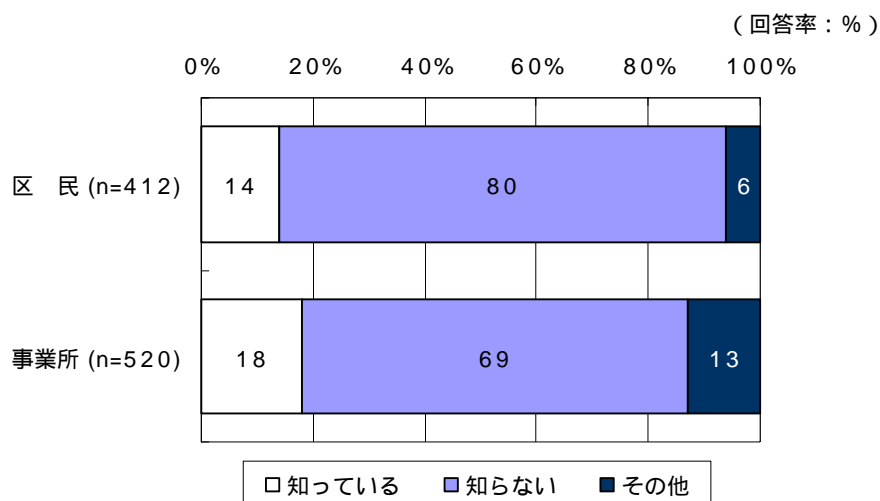
北区民は、アンケート結果などからも環境問題に対する関心が強いことがうかがえます。しかし、関心が高くても活動につながっていないのが現状です。

なぜ活動をはじめられないのでしょうか？

例えば、環境活動自己診断書の参加者は、区民・事業者ともに伸び悩んでいます。アンケートによると、区民の8割、事業者の約7割が自己診断書を知らないという回答をしています。また、地域活動へ参加したことがない方にその理由をお聞きすると、「時間がとれないから」のほか、「活動するきっかけがないから」「どこでどのような活動をしているかわからない」といった回答が多く寄せられました。

活動をはじめめる人を増やすためには、さらなる情報提供を行うとともに、気軽に参加できる企画や、活動内容の充実、自主的な環境活動に対する初期支援、表彰制度などの動機付けが必要です。

環境活動自己診断書の周知状況



資料：区民アンケート調査、事業所アンケート調査（北区環境課、平成15年度）

**取組み
方針**

一人ひとりが、それぞれの立場で、地域や地球の環境保全のための活動をはじめます。

地域での環境保全活動に関わる情報を共有化するとともに、活動の拠点や機会を増やします。もちろん、区民や事業者などの自主的な活動を進めていくことも大切です。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
環境活動自己診断書参加数 (対象：区民、事業者、児童)	現状より大幅に増加	85人 (区民、平成16年度)
		69事業所 (事業者、平成16年度)
		2789人 (児童、平成16年度)

**取組み
内 容**
取組 1：環境活動情報の集積・整理・提供

地域で環境保全活動を「はじめてみようかな」あるいは「はじめてみませんか」と思ったときには、(仮称)北区環境情報ネットを活用してみましょう。

区は、環境保全活動に関わる人材やイベントに関する情報を収集、提供します。

取組み名	取組み内容と目安
人材情報の提供、イベント・講座・団体の紹介	(仮称)北区環境情報ネットの活用
環境情報の提供方法の多様化	(再掲・環境学習 P4)

取組 2：活動拠点の確保

地域での環境保全活動の拠点として、総合環境学習拠点、北区自然ふれあい情報館やエコ広場館、北区教育未来館を利用しましょう。また、地域で手軽に利用できる学校や出張所なども便利です。

区は、総合環境学習拠点を整備するとともに、北区自然ふれあい情報館やエコ広場館、学校、出張所などの管理・活用を行います。

取組み名	取組み内容と目安
総合環境学習拠点の整備・運営	(再掲・P25)
自然ふれあい情報館の運営	
エコ広場館の運営・整備	(再掲・P25)
北区教育未来館の活用(学校活動との連携による)	(再掲・P30)
学校等の活用	地域における環境活動の場として、学校等との連携

取組3：活動の機会の確保

一人ひとりが、また同じテーマや地域で活動しようとする団体などが、活動をはじめるときかけを増やしましょう。そして、環境リーダーなどが中心となり、地域活動プログラムを推進していきましょう。

区は、区民参加による地域環境調査や自然環境調査などを企画、実施します。

取組み名	取組み内容と目安
区民参加による地域環境調査の実施 (環境モニター等による)	(再掲・P25)
区民参加による自然環境調査の実施	(再掲・P25)

取組4：自主的な活動の促進

区民や事業者が環境保全活動をはじめるときに役立つ環境活動自己診断書制度を普及させ、それぞれの立場での環境保全活動を広げましょう。

区は、環境活動自己診断書制度の普及に努めます。また、表彰制度により、活動への動機付けとなるような仕組みを充実させます。

取組み名	取組み内容と目安
環境活動自己診断制度の推進	参加しやすい診断書の作成、普及
中小企業の環境保全への取組みに対する支援	ISO14001 認証取得に関する情報提供
資材等(測定機器等)の貸出	酸性雨*測定器、騒音計等の機材の貸出し
表彰制度等の充実	環境活動を推進するための励みとなるような制度の確立

4. 活動を広げる

現状・ 問題点

地域での環境保全活動 リサイクラー会議

リサイクラー会議では、区と一緒にリサイクル・環境問題について考え、行動していく区民を毎年募集、育成しています。リサイクル活動などについての学習、研究、実践、区で行われるリサイクル関連事業への参加協力が主な活動です。

また、リサイクラー会議経験者を中心とした自主的な組織「特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構」は、現在、3館ある区民のリサイクルの拠点、エコ広場館（富士見橋・北ノ台・滝野川西）の管理運営の委託を受け、リサイクル活動のネットワークの充実を図っています。

連携して環境保全に取り組んでいくことが必要です

北区には、リサイクラー会議をはじめ、環境審議会や環境推進委員会など、区民・事業者と区がともに環境保全をすすめていく機関があります。

また、ボランティア団体や NPO 団体も多く、それぞれリサイクルや自然観察、水辺の保全、環境学習などの活動を活発に推進しています。

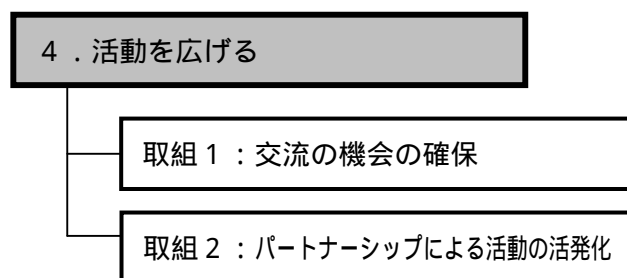
しかし、環境問題は非常に範囲が広く、様々な分野が直接的または間接的に関わっているため、個々の活動を進めているだけでは、真の環境保全はできません。

今後は連携を強め、私達を取り巻く環境の全体像を見渡しながら、北区の、そして日本や地球全体の環境保全に取り組んでいく必要があります。

**取組み
方針**

一人ひとり、それぞれの立場での環境保全活動をさらに区全体に広げていきます。

そのために、活動の輪を広げるきっかけとなる交流の機会や場を充実させます。また、区民・事業者・民間団体・区のパートナーシップによる活動をさらに活発化させる仕組みを構築します。


環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
交流会等の開催件数	1回/年以上	-
「環境の日」のイベント開催状況	毎年開催	-

**取組み
内容**
取組 1：交流の機会の確保

交流会やイベントなどを通じて、活動を行っている人や団体間での交流を深めるような機会を増やし、さまざま活動団体や主体の間でネットワークを広げましょう。

区は、区民、事業者、民間団体などが参加する交流会や協働イベントを企画、実施します。

取組み名	取組み内容と目安
交流会の開催	活動発表や意見交換
「環境の日」の協働イベント等の企画・運営	「環境の日」に合わせて交流イベントの開催

取組 2：パートナーシップによる活動の活発化

環境リーダーをはじめ、区民、事業者、民間団体及び区が参画する「(仮称)環境パートナー会議」を設置します。

この会議は、グリーン購入や緑化、清掃活動など、地域での環境上の重要性を考慮し、さまざまな環境保全テーマについて、協働により環境保全活動を展開することを想定します。

取組み名	取組み内容と目安
(仮称)環境パートナー会議の設立	協働事業を実施する場合、必要に応じて会議を結成

基本目標2 みんながつくる“清々しいまち”

大気環境・水環境・土壌環境・都市環境など、地域の健全な環境を確保し、高齢者や障害者、子どもたちなどを含むあらゆる立場の人々が健康で快適な生活を送ることができるようにします。

また、都市の中で野鳥や昆虫たちが生息・生育できる空間を確保するとともに、人々が自然に親しみ、自然に関心を持てるような場や機会を提供し、自然と人のより良い関係を築くことを目指します。

そして、地域全体で環境活動を進めていくことにより、それぞれの地域の結びつきを強め、物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを感じられるようなまちをつくっていきます。

1. 空気をきれいにする

現状・ 問題点

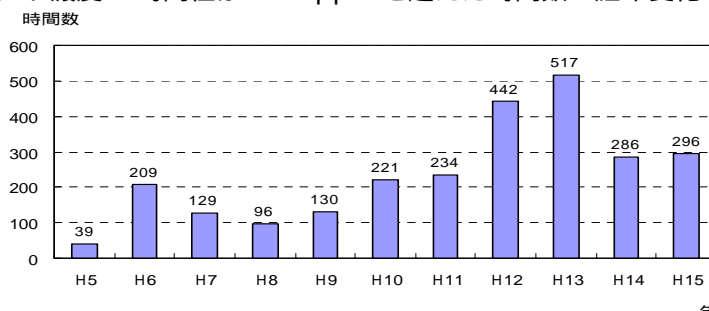
光化学オキシダントが環境基準を超過しています

大気汚染の原因となる物質には、二酸化窒素* (NO_2)、一酸化炭素* (CO)、二酸化硫黄* (SO_2)、浮遊粒子状物質* (SPM)、光化学オキシダント (Ox) などがあります。

区では、これらの物質について、毎年測定を行っています。

区内では、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び光化学オキシダント (Ox) が環境基準を超過しています。光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線を受けて光化学反応を起こし、いわゆる光化学スモッグ*を発生させる物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼし、アサガオなどの植物にも影響を及ぼします。平成14年度は、区内での光化学スモッグの被害届が56件ありました。

オキシダント濃度1時間値が0.06ppmを越えた時間数の経年変化（北区役所）



資料：北区の環境平成15年度実績

自動車排出ガスによる大気汚染が深刻化しています

区内には、環状七号線や北本通り、明治通りなどの幹線道路が縦横に巡っており、自動車排出ガスにより、光化学オキシダントや二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの大気汚染が深刻化しています。

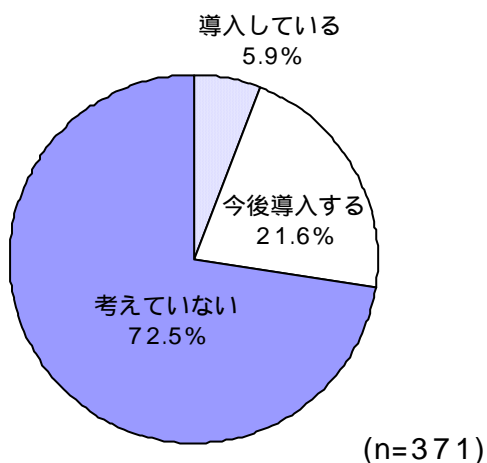
一般環境測定局における二酸化窒素濃度は、環境基準値を下回ったものの、区内主要交差点及び沿道における濃度は比較的高いレベルとなっています。

一方、東京都環境確保条例では、平成15年10月から都内を走行するディーゼル車に対する規制が施行されています。これにより、平成15年度に都内で浮遊粒子状物質濃度が環境基準値を超えた日数は、前年度に比べ約60%減少し、顕著な改善が見られました（東京都プレス発表資料）。

低公害車*の導入が進みつつあります

区内の事業所に対する意識調査によると、天然ガス自動車やハイブリット自動車への切り替えについて、「導入している」「今後導入する」と回答した事業所は合わせて約3割にも上ります。今後も一層の取組みが望まれます。

低公害車の導入について



資料：事業所アンケート調査
（北区環境課、平成15年度）

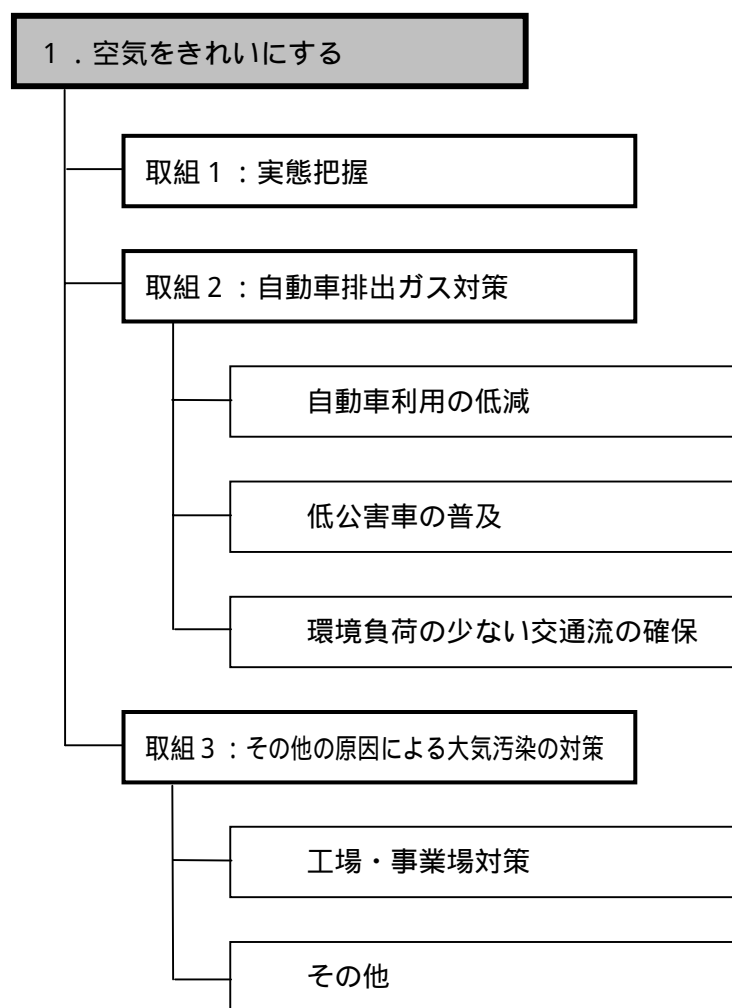
区役所の公用車における低公害車導入実績

公用車台数	公用車における低公害車台数	低公害車導入率
157台	52台	33%

資料：北区環境課資料

**取組み
方針**

空気をきれいにするために、大気汚染の実態をきちんと把握し、効果的な対策を模索します。また、大気汚染の発生源である自動車排出ガス対策や工場・事業場での対策を進めます。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
二酸化窒素環境基準の達成	環境基準達成率 100%	100% (北区役所・なでしこ小) (平成 15 年度)
一酸化炭素環境基準の達成	環境基準達成率 100%	100% (北区役所・なでしこ小) (平成 15 年度)
二酸化硫黄環境基準の達成	環境基準達成率 100%	100% (北区役所・なでしこ小) (平成 15 年度)
浮遊粒子状物質環境基準の達成	環境基準達成率 100%	0% (北区役所・なでしこ小) (平成 15 年度)
光化学オキシダント環境基準の達成	環境基準達成率 100%	0% (北区役所・なでしこ小) (平成 15 年度)

**取組み
内容**
取組 1：実態把握

環境モニターとして、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などの区内の大気汚染物質濃度を調査し、大気汚染の現状を実感しましょう。

区は、得られた調査結果を今後の大気汚染対策に反映させます。

取組み名	取組み内容と目安
大気汚染常時測定の実施・公表	二酸化窒素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の濃度測定、東京都調査結果の活用

取組 2：自動車排出ガス対策

ウォーキングや自転車利用、バスや都電など公共交通機関の利用により、区内の自動車利用をできるだけ減らしましょう。また、自動車を購入するときには低公害車を選び、環境への負荷が少ない運転を心がけましょう。

区は、低公害車の積極的導入や交通渋滞の解消など、環境負荷を減らすための交通対策を進めます。

自動車利用の低減

取組み名	取組み内容と目安
ウォーキング・自転車利用の促進	健康効果、省エネルギー効果の PR の実施
バスや都電などの公共交通機関の利用促進	PR の実施
自転車駐輪場の整備	駅周辺に自転車駐輪場を増設
自転車利用マナーの啓発	駐輪方法、歩行者等への配慮の PR

低公害車の普及

取組み名	取組み内容と目安
低公害車に関する情報提供	性能、助成制度・手続き等の情報
低公害車購入補助の実施	補助制度を継続実施
ディーゼル車対策の徹底	国・東京都のディーゼル車対策に協力する
公用車への低公害車の導入	買い替え、新たな導入では低公害車とする
天然ガススタンドの設置計画の検討	天然ガススタンドの適正配置を関係機関に設置を働きかける
燃料電池自動車の情報収集	情報把握及び率先導入

低公害車とは、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール車及びハイブリッド車をいいます。

環境負荷の少ない交通流の確保

取組み名	取組み内容と目安
エコドライブ*の普及・促進	アイドリング・ストップ、定速走行等のPR、物流業界との連携
交通需要マネジメント（TDM*）の導入	交通流確保のための計画的な道路整備
駐車場整備の促進	違法駐車削減のため駅周辺に駐車場を整備する
違法駐車等の防止	関係機関と連携してパトロールを実施

取組3：その他の原因による大気汚染の対策

工場・事業場では、大気汚染物質の排出を抑制するように、対策を進めましょう。
 区は、対策の指導を行うとともに、光化学スモッグ緊急時対策などを進めます。

工場・事業場対策

取組み名	取組み内容と目安
工場・事業場での対策の推進	区は、法律、条例等に基づく指導を継続する、事業者は排ガス測定、燃焼管理、燃料種切替等を実施する
ガソリンスタンド等における蒸発防止対策の実施	蒸発防止装置の100%設置
苦情への対応	苦情発生のないように指導を徹底、苦情発生時には速やかに対応を図る

その他

取組み名	取組み内容と目安
業界団体との連携	工場協会やトラック協会等と連携
光化学スモッグ緊急時対策	学校への FAX 情報、防災無線による情報提供の徹底とともに、新たな媒体による情報提供を研究

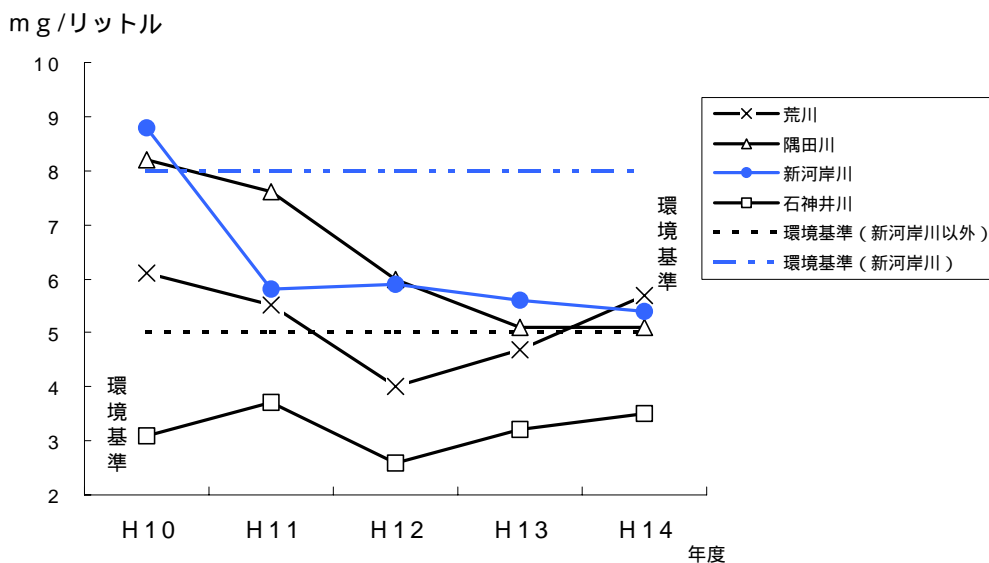
2. 水をきれいにする

現状・
問題点

水質の環境基準（BOD）が一部達成されていません

区内を流れる荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川のうち、荒川と隅田川では、平成14年度の水質調査の結果、BODについて環境基準を達成していません。

4河川におけるBOD調査結果



資料：北区の環境平成14年度実績

区内の河川は生きものの住みかでもあります

北区では、昭和59年度から毎年、区民参加で河川生物生息調査を実施しています。平成14年度の調査は、19種類もの魚類が確認されています。人間のためだけでなく、魚などの生き物にも棲みやすい河川の状態を保っていく必要があります。

区内河川で確認された主な魚類

荒川	コノシロ、マルタ、オイカワ、ハス、ハクレン、ヒイラギ、ヌマチチブ、ギンブナ、アシシロハゼ、ニゴイ、モツゴ、マハゼ、ゲンゴロウブナ、ボラ、スズキ (15種)
隅田川	マハゼ、コイ、ボラ (3種)
新河岸川	ニゴイ、コイ、マハゼ (3種)
石神井川	モツゴ、アブラハヤ、ギンブナ、コイ、ドジョウ、ウキゴリ (6種)



ギンプナ【コイ科】

河川の中・上流域の流れの緩やかな場所に生息しています。

やや体高があり、青みをおびた銀白色をしていて、全長は30cm前後あります。

荒川や石神井川で確認されています。



アブラハヤ【コイ科】

河川の中・上流域の流れの緩やかな場所に生息しています。

体長は約15cmで、体側に青紫の1本の縦帯があり、ウロコが細かいのが特徴です。

石神井川で確認されています。

石神井川の由来

石神井川の水源は、小平市のはずれの湧水ですが、現在は宅地に埋まりはっきりしなくなっています。この水源の小さな流れにところどころの湧水が集まって小川となり、練馬区の三宝寺池（さんぼうじいけ）の豊かな湧水が加わり、板橋区から北区内に流れ込み、滝野川・王子本町・王子・堀船地内を貫流し、隅田川に流れ込んでいます。この三宝寺池から昔、石剣が出たので石神（しゃくじ）の祠を祭り、池からの流れを石神井と呼んだのが石神井川の名前の由来とされています。

武蔵野台地をえぐる流れは、石神井川の渓谷と言われる溪流となり、この谷の美しさは絵にも描かれ、詩歌にもうたわれてきました。また、王子神社（王子本町1-1）の付近では、音無川（おとなしがわ）とも呼ばれてきました。

石神井川は遠く昔からたくさんの人々が、この水を求めて生活を営み、この流れに沿って繁栄してきました。徳川幕府の反射炉を築く計画では、準備のために石神井川を拡張する工事などが行われ、荒川（現在の隅田川）からの舟運の便に活用され、明治に入ると工業用水としての使命を持つようになり、現在の王子製紙や財務省印刷局王子工場などが建設されました。

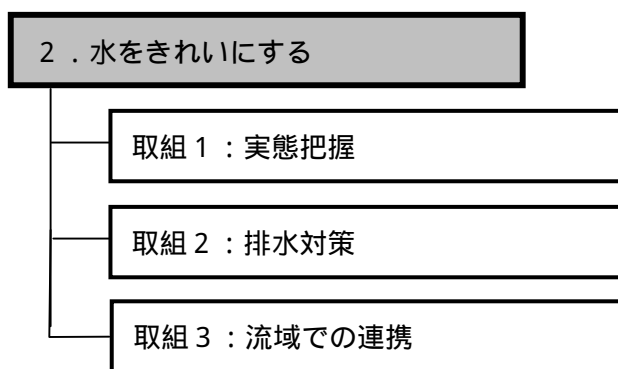
工場建設は王子周辺の人口増加につながり、石神井川は北区発展のため貴重な流れでありましたが、流域の市街化に伴い、コンクリートで覆われた典型的な都市型河川となり、昔の情緒・面影は見られなくなってしまいました。

資料：北区ホームページ

**取組み
方針**

区内を流れる新河岸川、石神井川などの河川は、区民に安らぎや遊びの空間を提供するとともに、多くの生物が生息する空間となっています。しかし、水質については荒川、隅田川のBOD濃度が環境基準を達成していません。

そこで、生活排水や工場・事業場からの排水対策を進めるとともに、流域自治体と連携します。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
人の健康に係る環境基準の達成	環境基準達成率 100%	達成率 100%
生活環境に係る環境基準の達成	環境基準達成率 100%	達成率 50% (BOD) (新河岸川、石神井川で達成)

**取組み
内 容**
取組 1 : 実態把握

環境モニターや区民団体などが協力して河川の水質調査を行い、環境の状況を把握しましょう。

区は、現在実施している調査を継続して行うとともに、得られた調査結果を今後の水質汚濁対策に反映させます。

取組み名	取組み内容と目安
河川水質調査の実施・公表	区が毎月実施している定点測定に加えて、区民団体との共同による調査を行います。
環境モニター等による指標生物調査の実施・公表	魚調査の継続

取組 2 : 排水対策

水質について関心を持ち、正しい情報を得ることにより、水質汚濁の主な原因である生活排水対策を進めていきましょう。また、工場・事業場においても、排水対策を進めていきましょう。

区は、生活排水に関する意識を高めるとともに、工場・事業場での排水対策を進めます。

取組み名	取組み内容と目安
水質に関する情報提供・啓発	水質・魚調査結果の情報提供や家庭でできる水質汚濁防止対策のPR
下水道処理水の高度処理*	東京都との連携による高度処理の実施、処理水の活用
工場・事業場での対策の推進	下水道を所管している東京都と連携して指導する

取組3：流域での連携

石神井川や隅田川流域の周辺自治体や住民と連携し、広域的に水質汚濁に対応していきましょう。

区は、協議会を通して国や都などに働きかけるなど、活動を推進していきます。

取組み名	取組み内容と目安
石神井川、隅田川流域自治体の協議会での協力	国や東京都、埼玉県に対して水質改善の要請を継続する

3. 不快な音や振動などをへらす

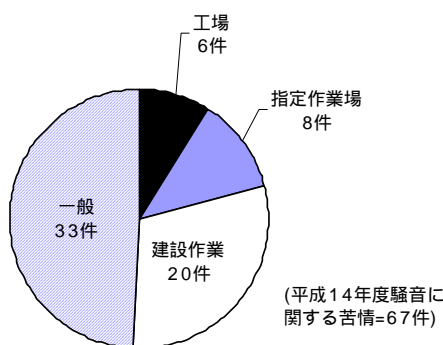
現状・
問題点

近隣騒音が問題となっています

平成14年度の公害苦情件数は、159件が寄せられたが、中でも騒音に関するものが67件と最も多くなっています。

騒音に関する苦情は、クーラーなどの一般的な騒音（近隣騒音）に関するものが多くを占め（33件）、次いで建設作業に伴う騒音（20件）が多く寄せられています。

平成14年騒音発生源別苦情件数



資料：北区の環境平成14年度実績

道路交通騒音は、環境基準が未達成です

北本通り、明治通り及び環状八号線の幹線道路沿いで騒音の調査結果によると、各道路沿いで騒音の環境基準を超過しました。

道路交通騒音に対する対策が急務となっています。

なお、道路交通騒音については、各路線とも要請限度を下回っています。

表 平成14年度の道路交通騒音調査結果

道路名	時間区分	騒音(デシベル)		
		測定結果	環境基準	要請限度
北本通り 岩淵町	昼(6-22)	71	70	75
	夜(22-6)	68	65	70
北本通り 神谷3	昼(6-22)	70	70	75
	夜(22-6)	66	65	70
北本通り 神谷1	昼(6-22)	72	70	75
	夜(22-6)	70	65	70
明治通り 昭和田3	昼(6-22)	70	70	75
	夜(22-6)	67	65	70
環状八号線 赤羽北1	昼(6-22)	69	70	75
	夜(22-6)	64	65	70
環状八号線 上十条5	昼(6-22)	74	70	75
	夜(22-6)	73	65	70

□:環境基準値超過

▨:環境基準値 要請限度値超過

近年の住環境問題

近年、中高層建築物による電波障害や日照障害、風害などが社会問題化しています。

日照障害については、建築基準法や東京都日影による中高層建築物高さの制限に関する条例で、日影規制がされています。北区では、これらの法令や条例に基づく指導をしています。紛争が発生した場合には、話し合いの仲介などを行っています。

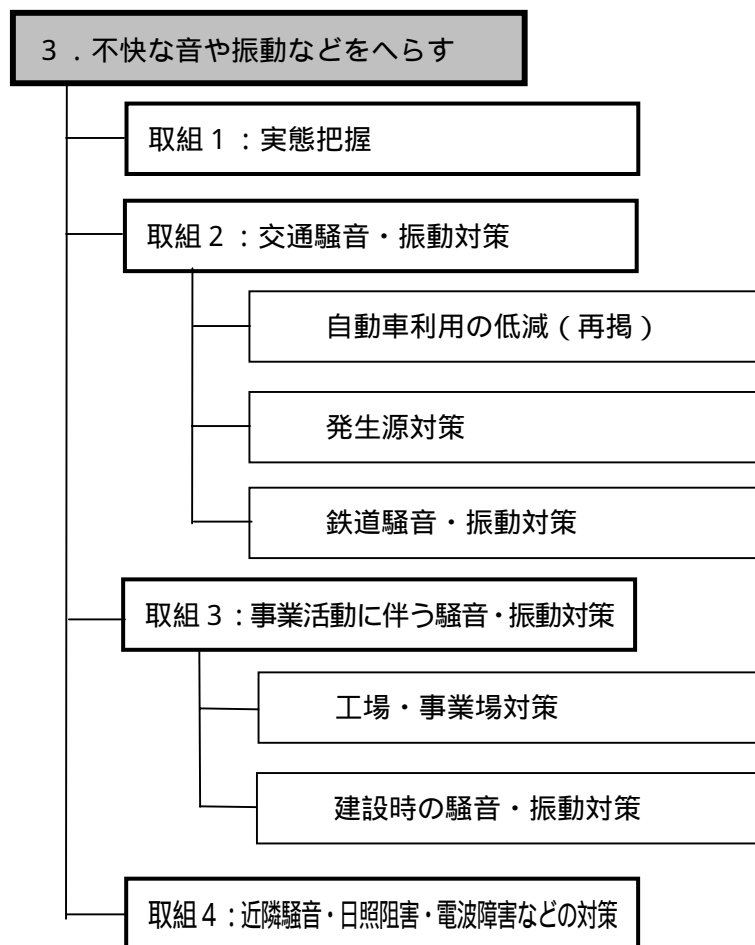
電波障害については、相談が年間 60～100 件ほど寄せられていますが、対策業者の紹介などの対応を行っています。

また、新たな問題として、電磁波による人への健康被害などが懸念されています。科学的な知見や最新動向など、正しい情報を提供していくことが必要です。

**取組み
方針**

不快な音や振動を減らすために、主要な発生源である自動車や事業活動について対策を進めるとともに、クーラーなどの近隣騒音などに対する意識を高めます。

また、日照障害、電波障害、風害などの建築物が原因となる問題や、低周波音・電磁波などの比較的新しい問題にも対処していきます。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
道路騒音環境基準達成状況	環境基準達成率 100%	環境基準一部未達成
道路騒音要請限度達成状況	要請限度達成率 100%	要請限度達成
道路振動要請限度達成状況	要請限度達成率 100%	要請限度達成
新幹線騒音環境基準達成状況	環境基準達成率 100%	環境基準達成

**取組み
内容**

取組 1：実態把握

区は、騒音・振動調査を行います。得られた調査結果は、今後の騒音・振動対策に反映させます。

取組み名	取組み内容と目安
騒音・振動調査の実施・公表	主要幹線道路における調査を継続する
苦情対応による測定の実施	対策の基礎資料としての調査を継続する

取組 2：交通騒音・振動対策

騒音・振動の発生源である自動車の利用自体を減らすことに努めましょう。また、自動車を利用する場合には、運転の仕方に気をつけるなど、騒音・振動の発生を抑制しましょう。

区は、騒音・振動の発生を低減させるための対策を進めていきます。

自動車利用の低減（再掲・P45）

取組み名	取組み内容と目安
ウォーキング・自転車利用の促進	（再掲・P45）
バスや都電などの公共交通機関の利用促進	（再掲・P45）

発生源対策

取組み名	取組み内容と目安
エコドライブの普及・促進	（再掲・地域環境 P46）
低騒音タイヤの普及	低騒音タイヤの情報を提供し、PR に努める

鉄道騒音・振動対策

取組み名	取組み内容と目安
新幹線の騒音・振動測定の実施・公表	環境基準達成を確認する

取組3：事業活動に伴う騒音・振動対策

工場・事業場や建設現場などでは、騒音・振動をできるだけ抑えるための対策を進めていきましょう。

区は、向上・事業場への指導をはじめ、率先して影響の少ない機械を使用するなど、騒音・振動対策を進めます。

工場・事業場対策

取組み名	取組み内容と目安
工場・事業場での対策の推進	工場認可、届出受理に伴う指導の徹底、公害防止資金の情報提供
苦情への対応	苦情に伴う指導の徹底

建設時の騒音・振動対策

取組み名	取組み内容と目安
区有施設建設・改修工事での騒音・振動対策の徹底	防音シート等の周辺への配慮
低騒音・振動型建設機械の使用促進	特定建設作業届出受理に伴い、低騒音・低振動型建設機械の使用を指導
周辺住民への説明の徹底	住民の理解を促し、協力を得る
苦情への対応	苦情に伴う指導の徹底

取組4：近隣騒音・日照障害・電波障害などの対策

一般家庭・飲食店からの騒音・振動は大きな問題です。なるべく近隣に迷惑がからないように、騒音には注意しましょう。

区は、近隣騒音に関して啓発を行っていくとともに、日照障害、電波障害などの発生を抑制するため、情報の共有化と意識の向上を図ります。また、近年問題となっている低周波音・電磁波・風害についても、知見の収集や情報提供を行います。

取組み名	取組み内容と目安
知見の収集	電磁波等の情報を収集する
実態や対策に関する情報提供	近隣騒音や住環境問題の苦情の発生状況の検討。必要に応じて改善のための近隣へのPR
建築物の配慮の促進	建築確認時等の指導、事前調査の実施の指導
苦情への対応	苦情発生抑制のためのPR及び指導

4. 有害な化学物質をきちんと管理する

現状・
問題点

現代社会には化学物質があふれています

現代社会においては、ものの生産などに多種多様な化学物質が利用され、私達の生活に利便性を提供しています。また、ものの焼却などに伴い非意図的に発生する化学物質もあります。今日、推計で5万種類以上の化学物質が流通しています。こうした化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系*に有害な影響を及ぼすものがあります。

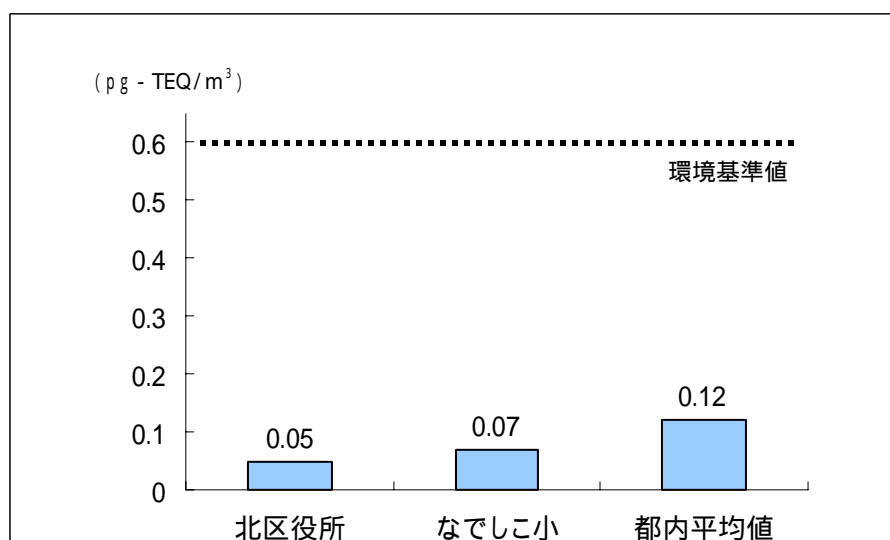
一人ひとりが化学物質の利便性とリスクを意識した上で、化学物質を利用していく必要があります。

ダイオキシン類は環境基準を達成しています

ダイオキシン類とは、毒性の強い物質ですが、日常の生活の中で摂取するようでは、急性毒性が生じることはありません。また、ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで非意図的に生成されます。

区内での平成14年からのダイオキシン類調査によると、北区役所となでしこ小学校の両地点とも、ダイオキシン類対策特別措置法に定める「大気環境基準」を下回っていますが、今後も推移を監視するために、継続して調査を行う必要があります。

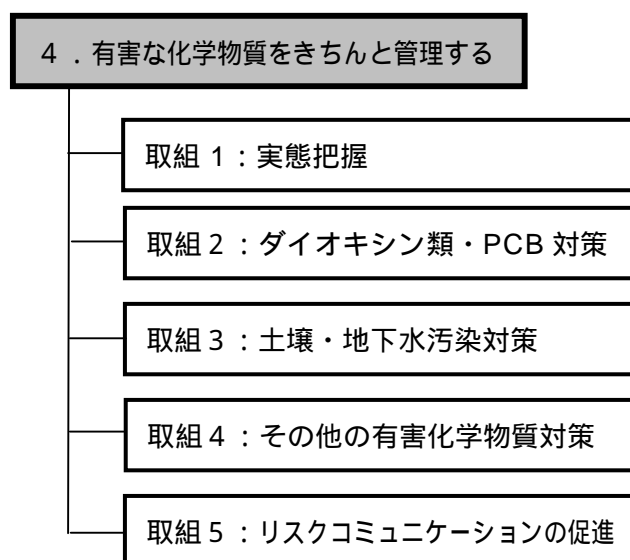
大気中ダイオキシン類調査結果



資料：北区の環境平成14年度実績

**取組み
方針**

ダイオキシン類や環境ホルモン、アスベスト*、土壌汚染などの有害化学物質や有害物質への対策を進めます。そのためには、未然防止の観点からの調査の実施、得られた調査結果の公表を通じたリスクコミュニケーションを行います。


環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
土壌汚染に係る環境基準達成状況	環境基準達成率 100% (指定地域を除く)	達成率 0% (平成15年度)
地下水汚染に係る環境上基準達成状況	環境基準達成率 100%	達成率 100% (平成15年度)
ダイオキシン類環境基準達成状況	環境基準達成率 100%	達成率 100% (平成15年度)

**取組み
内容**

取組 1：実態把握

健康被害などを未然に防ぐためにも、身の回りにあふれる有害化学物質について興味を持ち、情報を収集し、実態を把握しましょう。

区は、有害化学物質についての情報収集や調査を行って、未然防止の観点から対策を模索します。またそれらの結果を公表し、リスクコミュニケーションを促進します。

取組み名	取組み内容と目安
有害物質に関する知見の収集	PRTR 法で定める有害化学物質についての知見の収集
ダイオキシン類実態調査の実施・公表	ダイオキシン類調査を実施し、公表する。
地下水汚染調査の実施・公表	必要に応じ、地下水汚染の実態を把握する。

取組 2：ダイオキシン類・PCB 対策

ダイオキシン類が発生しないようにするとともに、PCB などの化学物質について、適正管理を徹底しましょう。

区はダイオキシン類や PCB 対策として、情報の共有化を図るとともに、発生源対策や適正管理を進めます。

取組み名	取組み内容と目安
対策に関する情報提供	屋外焼却防止を徹底する
PCB の適正管理の促進	法律に基づく適正管理を徹底する

取組 3：土壌・地下水汚染対策

土壌や地下水を汚染しないように、化学物質の管理を徹底しましょう。

区は土壌・地下水汚染対策として、発生源対策や適正管理・処理を進めます。また汚染状況などのデータを公表し、リスクコミュニケーションを促進します。

取組み名	取組み内容と目安
環境確保条例に基づく指導	

取組 4：その他の有害化学物質対策

アスベストなどの有害化学物質やフロン*について、法律の遵守を徹底することにより、汚染を回避しましょう。

区は条例などに基づいて指導などを行います。

取組み名	取組み内容と目安
施設の解体等におけるアスベストに関する条例・法律の遵守徹底	法・条例を遵守
フロンの回収、処理の徹底	法に基づき適正処理・回収を徹底する

取組 5：リスクコミュニケーションの促進

PRTR について理解を深め、身近に氾濫している化学物質の動向に興味を持ち、リスクを自分のこととしてとらえましょう。そして区民と事業者の間でのコミュニケーションを促進し、安心して住める地域づくりを進めていきましょう。

区は、化学物質の管理に関する PRTR 制度*についての情報提供を行い、理解を深めます。また、今後発生する可能性のある新しい環境問題についても、すぐに対処し、リスクコミュニケーションをすすめられるような体制を整備します。

取組み名	取組み内容と目安
PRTR に関する情報提供	必要に応じて、関係事務所に情報提供する
諸問題への対策の検討及び実施	
環境リスク管理体制の整備検討	

5. 人と自然との共生をめざす

現状・
問題点

区内の緑被地面積は増加しています

北区の緑は、台地を縁取る崖地の樹林、荒川河川敷、点在する公園、屋敷林や社寺林などの緑が特徴的で、区の西側に比較的多く分布しています。

樹木や草によって覆われた土地(緑被地)の面積は、平成10年度の295.3haから、平成15年度には17.7ha増加して313.0haとなりました。緑被率では、14.3%から15.2%に増加しましたが、必ずしも良好な状態であるとはいえません。なお、緑被率の増加の理由は、平成10年度調査時には工事中であった赤羽自然観察公園や陸上自衛隊十条駐屯地、荒川河川敷内緑地の大部分が緑被地になったこと、樹木の成長に伴って緑被面積が増加したことなどが考えられます。

区内の緑や水辺には、野鳥や昆虫たちが訪れています

公園や樹林では、シジュウカラやコゲラといった野鳥が生活し、荒川や石神井川、浮間ヶ池などにはカモ類やカイツブリなどの水辺の鳥がたわむれています。さらに、庭やベランダの緑、街路樹などにも野鳥や昆虫たちが訪れます。

動物や昆虫がすごせる環境は、人間にとっても良い環境です。自然が失われがちな都会の中で、これらの動物や昆虫たちとも共生していけるような、質の高い自然を残していく必要があります。

区内で確認された野鳥(平成14年度)

区 分	確認された野鳥の種類
水辺に生息する鳥	カワウ、ゴイサギ、カルガモ、バン等
森林やある程度広い行動圏を必要とする猛禽類	サシバ、ノスリ、オオコノハズク
草地～樹林性の鳥	アカゲラ、ジョウビタキ、メジロ、ホオジロ
市街地に生息する鳥	ヒヨドリ、スズメ、ハシブトガラス等

資料：北区の環境平成14年度実績

崖地の樹林には貴重な自然が残っています

崖地の樹林は、この地域に本来生育していたケヤキ、イヌシデ、エノキ、シラカシ、スダジイといった在来種の樹木で構成されています。林床には、ヤマブキソウやニリンソウ、飛鳥山の名のついたアイアスカイノデなどの貴重な植物が見られます。

赤羽自然観察公園は、谷状の地形を有し、湧水が存在していることから、「自然とのふれあい」をテーマに新しい公園づくりを目指しました。この在来種の植物・樹木を植栽し、自然保護区域を設けるなど、長期的に自然の回復を図っています。

このような取組みを、区域全体に広げていく必要があります。

写真を掲載します

ヤマブキソウ【ケシ科】

ヤマブキに似ている。

写真を掲載します

ニリンソウ【キンポウゲ科】

2個の花をつけることから二輪草というが、1個や3個のこともある。

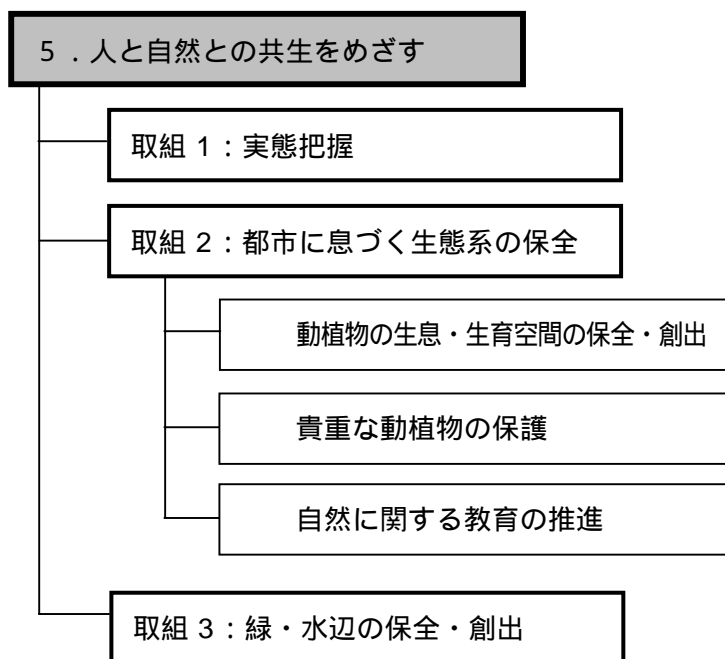


アイアスカイノデ【オシダ科】

常緑性。シダ植物。

**取組
方針**

北区の自然環境の現状を把握し、それをもとに現在北区内に生息・生育する動植物の保全を行います。また、多様な生物が北区内で生息・生育できる環境を整えるために、現存する緑や水辺を保全するとともに、新たな緑地や水辺空間を創出し、区民・事業者・民間団体・区の協働で、北区全体に緑と水のネットワークを形成します。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
シジュウカラ、アオバズク、コゲラの繁殖地	繁殖地の増加	アオバズク以外の繁殖の確認
シロハラの越冬地	越冬地の増加	越冬の確認
ヒバリ、ホオジロ、モズ、キジの繁殖地	繁殖地の増加	繁殖の確認
コミミズク、トラフズクの越冬地	越冬地の増加	越冬の確認
カイツブリ、バン、カルガモの繁殖地と越冬地	繁殖地及び越冬地の増加	繁殖、越冬の確認
公園面積	公園面積 3.5 m ² /人 (平成 22 年度)	2.15 m ² /人(総人口比) (平成 15 年度)
緑被率	緑被率 16% (平成 22 年度)	15.2% (平成 15 年度)
崖地樹林面積	現状維持	191,988 m ² (平成 10 年度)

**取組み
内容**

取組 1：実態把握

実際に自然環境にふれながら、動植物の実態を定期的に調査し、自然環境に対する関心を高めましょう。

区は、調査結果を今後の取組みに反映させます。

取組み名	取組み内容と目安
区民参加による自然環境調査の実施・公表	(再掲・P25)
希少種・郷土種・帰化植物調査の実施・公表	区民参加による自然環境調査の一環として実施する

取組 2：都市に息づく生態系の保全

都市に息づく生態系を保全するために、身近な緑を保全したり、生態系に配慮した開発を進めていきましょう。

区は動植物の生息・生育空間を保全・創出します。生息・生育空間は、公園のような広がりのある緑と家庭や事業所などの地域の緑を、崖線・河川・道路・鉄道に沿った「つなげる緑」で結び、網目状の「緑の回廊(ネットワーク)」を形成します。

また、北区から失われつつある貴重な動植物を保全します。

動植物の生息・生育空間の保全・創出

取組み名	取組み内容と目安
保護樹林・保護樹木・保護生垣の指定制度による地域の緑の保全	指定制度を活用
崖地樹林地の保全	指定制度を活用
公園の整備・充実	
学校ピオトープ*の整備促進	
緑の回廊(ネットワーク)の形成	崖線・河川・道路沿いの緑の保全・創出
開発時の生態系への配慮	
ワンド*の整備	
近自然型護岸*の整備	
自然保護・育成ガイドラインの作成・公表	家庭や事業所での自然保護・育成のガイドライン

貴重な動植物の保護

取組み名	取組み内容と目安
動植物の保全区域の設定	生態系を保全すべき地域を設定し、保護する
北区版レッドデータブック*の作成	調査の実施、作成
希少種保護方策の検討	

自然に関する教育の推進

取組み名	取組み内容と目安
自然観察ガイドブックの作成	生物調査結果に伴うガイドブックの作成

取組3：緑・水辺の保全・創出

心にうるおいや安らぎを与えてくれる緑や水辺を保全に努めましょう。

区は、緑のガイドラインや水マスタープランを策定し、区民・事業者・民間団体・区が協働して緑や水辺の保全を進めます。

また、緑・水辺による延焼防止や、避難場所の安全確保にも配慮します。

取組み名	取組み内容と目安
保護樹林・保護樹木・保護生垣の指定制度による地域の緑の保全	(再掲・P66)
崖地樹林地の保全	(再掲・P66)
公園の整備・充実	(再掲・P66)
緑の回廊(ネットワーク)の形成(崖線・河川・道路沿いでの生態系に配慮した緑化)	(再掲・P66)
親水公園の整備	
自然保護・育成ガイドラインの作成・公表	(再掲・P66)

6. 水を循環させる

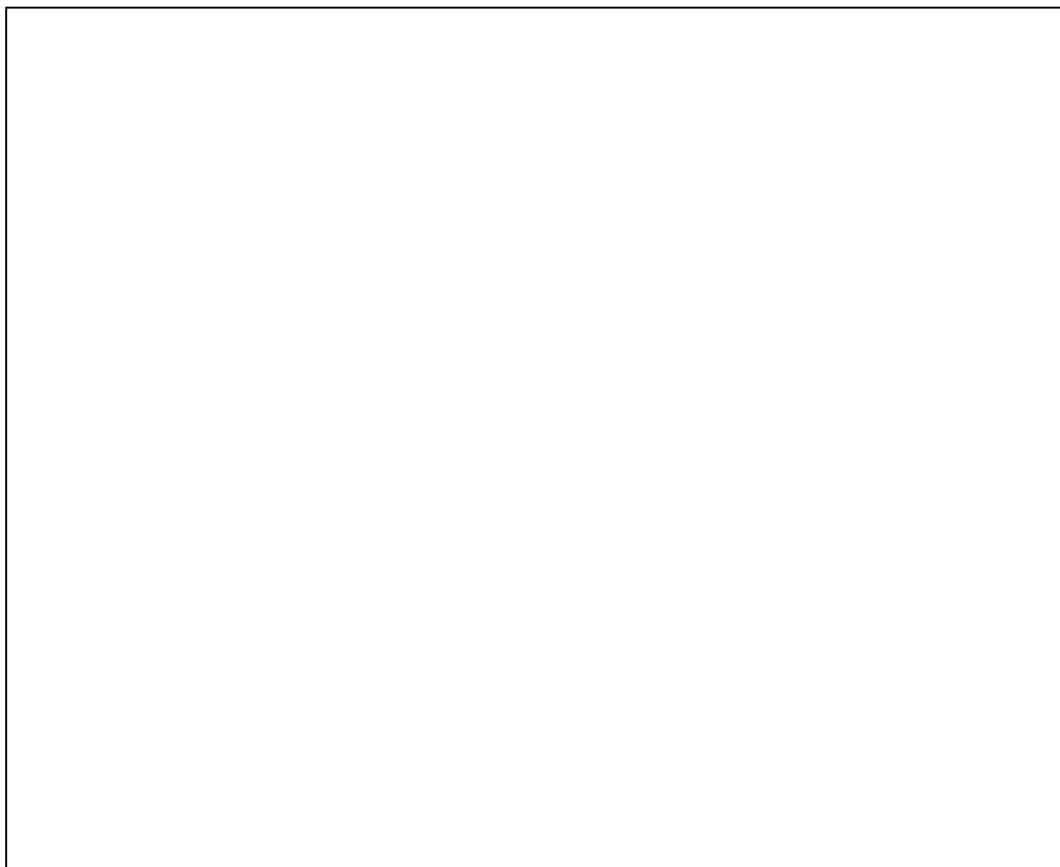
現状・
問題点

区内には15か所もの湧水があります

北区には崖線に沿って湧水が多く湧出しており、平成16年3月現在、赤羽自然観察公園や名主の滝公園をはじめ、15か所で確認されています。

しかし、近年湧水の水量が減少しつつあります。湧水のかん養域である台地部においては、雨水の地下浸透を促進して、水の循環を回復することが必要です。

区内の湧水の分布図

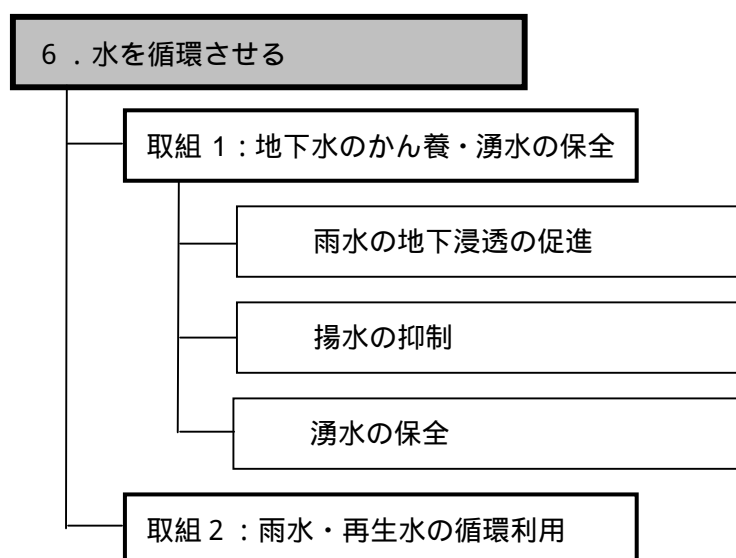


**取組み
方針**

建築物や舗装された道路によって地表が覆われると、雨水が地下に浸透しにくくなり、北区の地形的な特徴である湧水量の減少や枯渇をまねいたり、集中豪雨の際に、地表面に浸透できない水があふれ、都市型洪水が発生したりする恐れがあります。自然界の水循環のバランスを保つためにも、総合的な対策が必要です。

そのために、地下水のかん養域（湧水の源である地下水が雨水による供給を受ける範囲）での雨水の地下浸透を高め、湧水を保全し、災害も防ぎます。

また、広域での湧水対策のため、雨水や再生水の循環利用を推進します。


環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
湧水箇所数	湧水箇所数 15 箇所を維持	15 箇所(平成 15 年度)

**取組み
内容**

取組 1：地下水のかん養・湧水の保全

地下水脈へ雨水を浸透させるために、雨水浸透施設の設置などを積極的に行いましょう。また、地下水の流量を保つために、揚水の抑制に努めましょう。

区は、雨水浸透施設などの導入を率先して行うとともに、工場・事業場での揚水抑制を促進します。これらによって、湧水の保全も図ります。

雨水の地下浸透の促進

取組み名	取組み内容と目安
施設の建設・改修における雨水浸透施設の設置	PR の推進、駐車場の芝生化など
区内小中学校校庭の芝生化の検証	
総合治水対策の実施	

揚水の抑制

取組み名	取組み内容と目安
地下水の揚水抑制	東京と環境確保条例に基づく指導の徹底
地盤沈下の実態把握・公表	国の調査結果を注視する。異常があれば適切な措置を講ずる

湧水の保全

取組み名	取組み内容と目安
湧水調査の実施・公表	湧水の実態を把握し、保全のための PR に努める
開発時の湧水保全への配慮徹底	湧水の実態を把握し、保全のための PR に努める
崖地樹林地の保全	(再掲・P66)
斜面地の安全対策の実施	
公園の整備・充実	(再掲・P66)

取組 2：雨水・再生水の循環利用

広域の渇水対策のため、雨水や再生水の活用に関して理解を深め、システムを積極的に導入しましょう。

区は、雨水・再生水活用システムを率先して導入します。また、区民や事業者への情報提供なども行います。

取組み名	取組み内容と目安
雨水利用の促進	雨水利用例の情報提供
中水利用システム*の導入	中水利用の基準を策定する
再生水利用に関する情報提供	再生水利用に関する情報提供

7. ヒートアイランドを緩和する

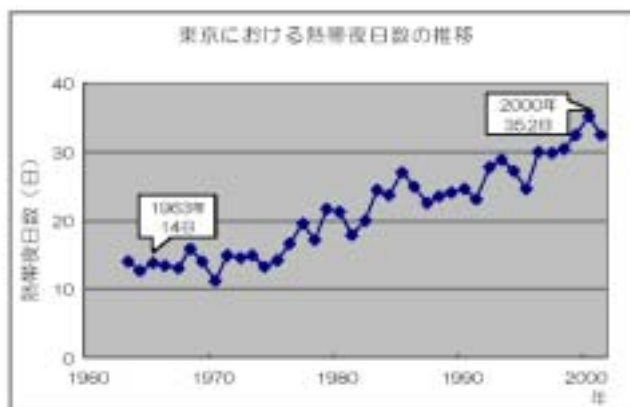
現状・ 問題点

北区でもヒートアイランド現象が発生しています

近年、緑地や水面が少なく人工排熱*が多い都市部で、島状に気温が上昇する「ヒートアイランド現象」が見られています。同時に、熱帯夜の増加や、熱中症の多発、集中豪雨の増加が問題となっています。

都内の熱帯夜の日数は、過去40年間で約2倍となっており、中でも区部の中央と、北区を含む東京都北部は熱帯夜の割合が高くなっています。

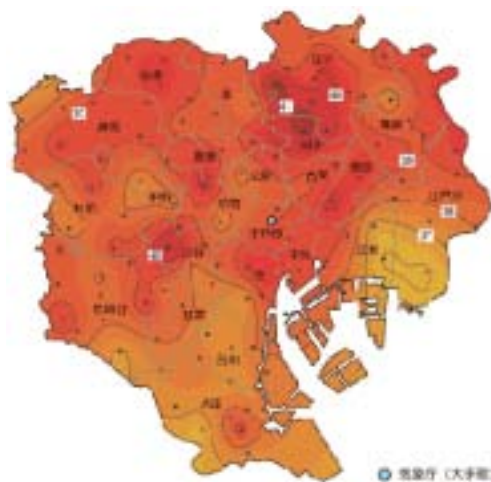
東京における熱帯夜日数の推移



資料：東京都ホームページ

また、気象庁（大手町）において観測史上最も高い気温を記録した平成16年7月20日の気温の分布状況を見ると、足立・荒川・北区の境界付近に40を超えた地域が広がっており、渋谷・新宿・墨田区でも40を超えた地域がみられました。

最高気温直近の正時データ（平成16年7月20日午後1時）

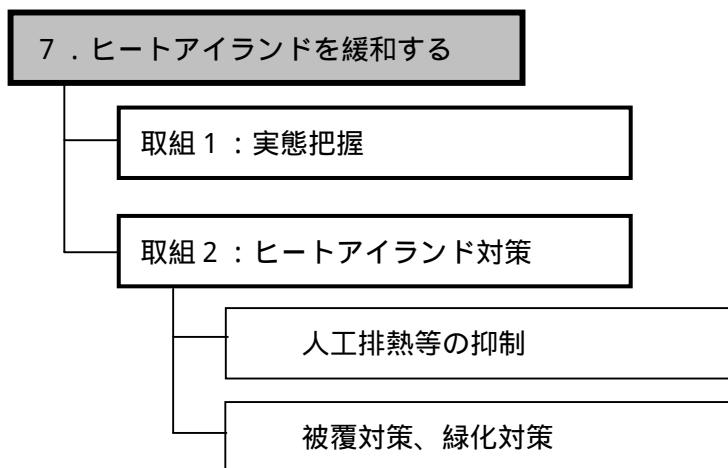


資料：東京都ホームページ

**取組み
方針**

ヒートアイランドの緩和に向けて、まず区内での実態把握を協働で進めていきます。その結果をもとに、省エネルギー対策や、緑化などを進め、構造物からの排熱やコンクリートへの蓄熱を抑制します。

さらに、気象緩和機能をもつ、緑（樹林地）や水辺も保全していきます。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
緑被率	緑被率 16%(平成 22 年度)	15.2%(平成 15 年度)

**取組み
内容**

取組 1：実態把握

環境モニターとして、区内のヒートアイランド現象の実態把握や、緑化などの対策による効果測定を行い、環境の現状を把握しましょう。

区は、調査結果を広報や区のホームページなどで公表します。

取組み名	取組み内容と目安
ヒートアイランド現象の実態把握・公表	環境モニターによる気温分布調査

取組 2：ヒートアイランド対策

ヒートアイランドの暑さのために、エアコンなどの使用量が増えると、外気への熱の放出が増え、さらにヒートアイランドの原因となります。

それを防ぐためにも、家庭・事業所などでの省エネルギー対策を進め、人工排熱の抑制に努めましょう。

区は、道路の舗装面での温度抑制効果を高めるため、透水性舗装*・保水性舗装を導入します。また、都市の空気を冷却する効果のある、緑や水面をできるだけ確保します。

人工排熱等の抑制

取組み名	取組み内容と目安
家庭・事業所での省エネルギー対策の推進	環境活動自己診断参加者数 区民 500 世帯、事業所 200 事業所 を目標
区民参加による地域環境調査の実施	(再掲・P25)

被覆対策、緑化対策

取組み名	取組み内容と目安
透水性舗装の整備	歩道の透水性化の推進 車道の透水性化に関する情報収集
透水性に配慮した駐車場整備	透水性に配慮した駐車場の整備の普及啓発
保水性舗装の検討	情報収集など
区内小中学校校庭の芝生化の検証(再掲)	
屋上緑化*・壁面緑化*の推進	施工方法の検討、効果の検証、普及促進、区有施設での率先導入、民間助成制度の活用
保護樹林・保護樹木・保護生垣の指定制度による地域の緑の保全	(再掲・P66)
崖地樹林地の保全	(再掲・P66)
公園の整備・充実	(再掲・P66)
緑の回廊(ネットワーク)の形成(崖線・河川・道路沿いでの生態系に配慮した緑化)	(再掲・P66)
親水公園の整備	(再掲・P67)

8. 美しいまちを形成する

現状・
問題点

区内では、ポイ捨て防止キャンペーンを展開中です

北区では、昭和58年に放置自転車に対する条例として、東京都北区自転車の放置防止に関する条例を制定しました。また、平成11年には、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例を制定して、ポイ捨て防止に取り組んでいます。

ポイ捨て防止を進めるにあたっては、ポイ捨て防止看板の配布やポイ捨て内容を把握するための調査、ポイ捨て防止キャンペーンのほか、ポイ捨ての多い地点を中心として標示を行って（平成16年中に実施予定）います。

また、関係自治体が協力してポイ捨て防止マナーアップについて検討し、キャンペーンを実施していきます。

しかし、さらに区民とともにマナーアップに関する啓発活動を推進していかなければなりません。

北区環境美化宣言

快適で住みよい都市を実現することは、私達の願いです。

私たち北区民は、きれいで生き生きとしたまちにするために、身近な環境の美化から地球環境の保全に至るまで、一人ひとりが環境の浄化に努めます。

- 1 タバコや空き缶等のポイ捨てはしません。
- 1 ゴミを持ち帰ります。
- 1 資源のリサイクルに努めます。
- 1 環境に配慮した生活に努めます。
- 1 ペットにも最後まで責任を持ちます。
- 1 毎月五日を環境美化の日とし環境浄化に努めます。

私たちは、次の世代に美しくきれいな北区を引き継ぐことをここに宣言いたします。

平成11年6月9日 東京都北区

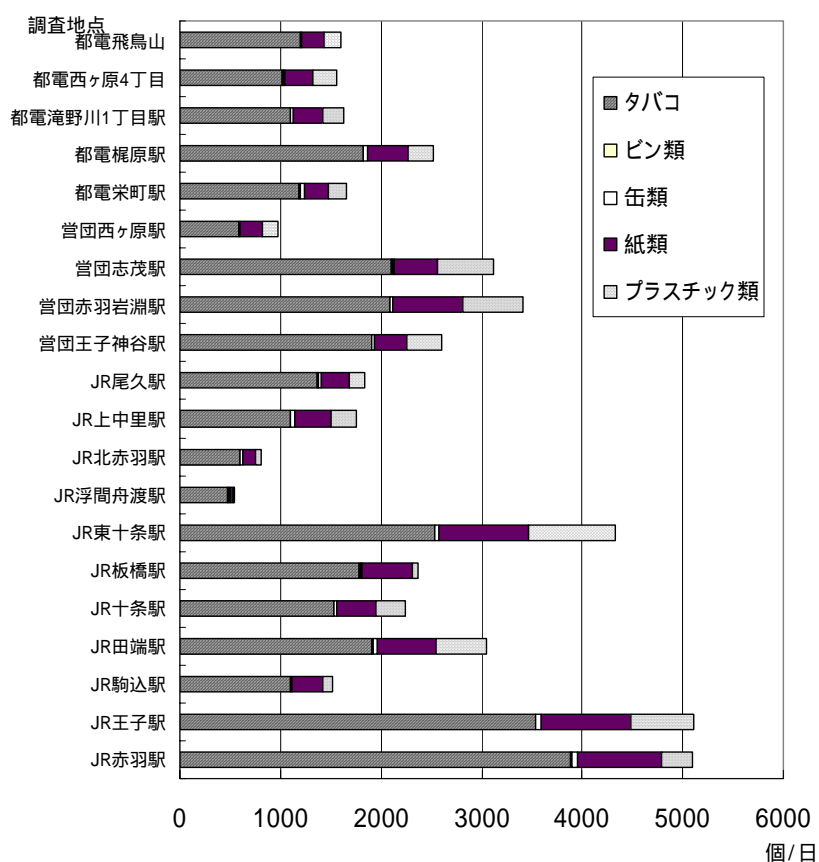


(ポイ捨て防止キャンペーン)

タバコのポイ捨てが多いです

平成14年度に実施した調査によると、駅周辺に捨てられていたごみの中で、一番多いのはタバコでした。今後もポイ捨ての実態を把握し、対策をとっていく必要があります。

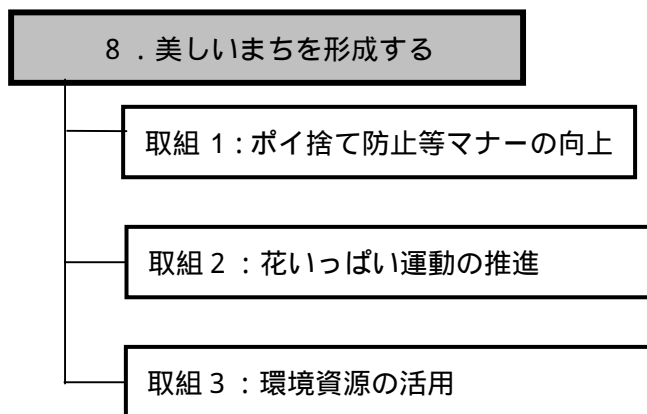
駅より300mまでの歩道・道路上のごみの状況



資料：北区快適環境基本計画改定に伴う環境美化活動に関する基礎調査報告書（平成15年度）

**取組み
方針**

ポイ捨てや放置自転車などに関するマナーの向上はもちろん、花いっぱい運動などを区民参加型の地域活動として行い、地域の環境資源を生かした美しいまちづくりを進めます。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
アダプトプログラム *実施件数	制度をつくり、できるだけ増やす	制度なし

**取組み
内容**
取組 1：ポイ捨て防止等マナーの向上

ポイ捨てや放置自転車に関するマナーを守り、清掃活動などにも参加して、気持ちの良い整った街並みを形成しましょう。

区は、マナーの向上や清掃活動を促進するために、対策を講じていきます。

取組み名	取組み内容と目安
ポイ捨て防止キャンペーンの充実	区内駅周辺にてキャンペーンを実施
美化モデル地区の指定	主要駅周辺の自治会・町会を指定し清掃活動を実施
放置自転車対策の実施	
地域における清掃活動の促進	アダプトプログラムの推進

取組 2：花いっぱい運動の推進

地域で協力して街中に花や緑を増やし、管理することにより、美しい地域づくりを進めましょう。

区は、地域での活動を促進するとともに、きれいなまちをつくるにあたって、歩行空間の整備やバリアフリー化を進め、みんながより気持ちよく歩けるまちづくりを進めます。

取組み名	取組み内容と目安
花親制度の実施	区民による草木の管理の推進
まちなかのお花畑の整備	公園内の花壇の推進
バリアフリー化の推進	
美しい歩行空間の整備	

取組3：環境資源の活用

石神井川や荒川などの河川や、区内各所の公園、重要文化財をはじめとする史跡文化財などは、北区を特徴づける重要な資源です。区は、これらの資源を保存していくとともに活用していきます。

また、未利用地・低利用地についても、環境と調和した活用方法の検討を進めるとともに、常に良好な状態に保つようにします。

取組み名	取組み内容と目安
歴史的・文化資源の保存・活用	歴史、文化から環境を考える
自然資源の保存・活用	清掃などを進め、環境資源として活用しやすくする
未利用地・低利用地の保存・活用	未利用地・低利用地の管理・保存、環境と調和した活用方法の検討

基本目標3 みんなでまもる“青い地球”

子や孫などの将来の世代にも、この青い地球を残すために、そして世界中の人々が健康でおいしいのある生活を送れるようにするために、北区は世界の中の一員として責任を自覚し、地域から行動します。

そして区民・事業者・民間団体・区のそれぞれが、モノを大切にすることの重要性を認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄の悪循環から脱出するとともに、連携して二酸化炭素の排出や資源の浪費、廃棄物の排出を抑えるように、日常生活や事業活動を営んでいくことを目指します。

1. 地球温暖化を防止する

現状・ 問題点

地球温暖化が進んでいます

地球温暖化は、化石燃料の消費などにより排出される二酸化炭素（CO₂）やメタンなどの温室効果ガスの増加が原因となり、地球の平均気温が上昇してしまう問題です。

このままでは、地球の平均気温は100年後には最大5.8度も上昇すると予測され、世界中でその影響が懸念されています。

地球温暖化に関する世界的な影響

海面上昇	海面水位が1990年から2100までに9～88cm上昇
経済への影響	多くの開発途上国で経済的損失、貧富の差が拡大
食料への影響	食料需給のバランスがくずれ、価格が上昇
生態系への影響	すでに危機にさらされている一部の種の絶滅
健康への影響	熱波の増加により死亡や疾病の増加

資料：環境白書平成16年版（環境省）

東京でも平均気温が上昇しています

東京の年平均気温は、過去100年に2.9の上昇がみられ、他の大都市の平均上昇気温2.4、中小規模の都市の平均上昇気温1に比べて、大きな上昇です。

これには、地球温暖化のほか、ヒートアイランド現象の影響も考えられます。

東京における年平均気温の推移



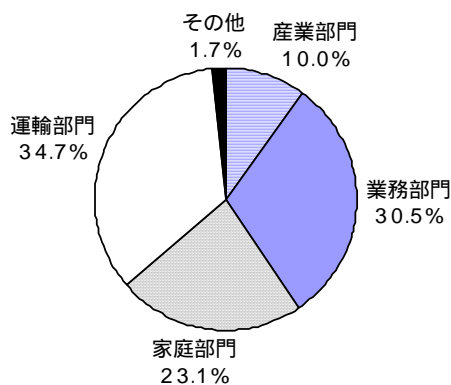
資料：東京都ホームページ

東京、北区でも二酸化炭素を排出しています

東京における2001(平成13)年度の二酸化炭素(CO₂)排出量は、約6,060万トンで、1990(平成2)年度比で約5%増加しています。特に、業務部門と運輸部門の増加が大きくなっています。業務部門での増加は事業所ビルの床面積の増加やOA化、自動車部門での増加は保有台数の増加や大型化が原因と考えられています。

また、平均的な家庭でのCO₂排出量をみると、家電製品などの照明・電力によるものが約4割を占め、給湯や暖房が続いています。

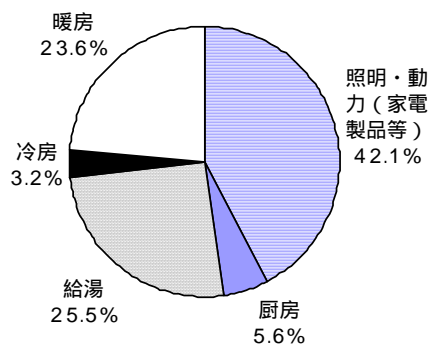
部門別CO₂排出量の内訳



(2001年度 合計6,060万t-CO₂)

資料：東京都環境白書2004(東京都環境局)

平均的な家庭でのCO₂排出量の内訳



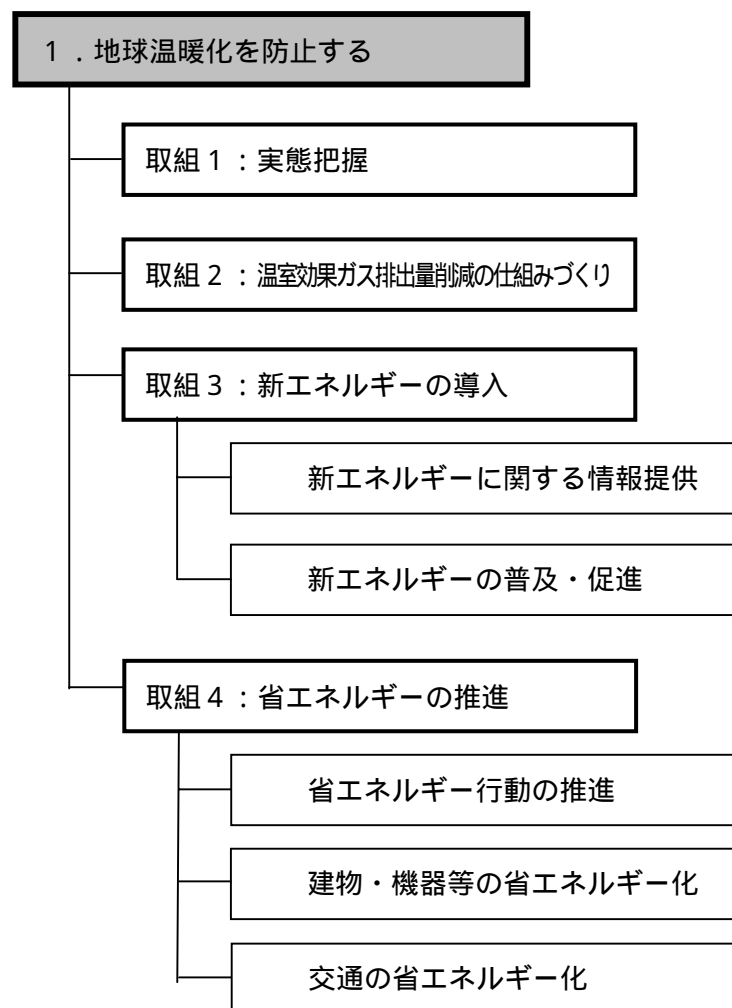
(2002年度 世帯平均375.1kg-CO₂)

資料：環境白書平成16年版(環境省)

**取組み
方針**

深刻化する「地球温暖化」を防止するためには、エネルギーの消費をできるだけ抑制するとともに、太陽光発電や風力発電などの新エネルギーの導入を進めます。

効果的な方策の検討のために、まずは北区全域からの二酸化炭素排出量やその排出源などの実態を把握します。



環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
区全体での電気使用量	国の目標値と整合	1,456,245MWH (平成15年度)
区全体での都市ガス使用量	国の目標値と整合	103,201,000m ³ (平成15年度)
区全体での水使用量	国の目標値と整合	35,681,000m ³ (平成15年度)

取組み
内容

取組 1：実態把握

区は、地球温暖化の主な原因である温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）について、北区からの排出量の実態を把握・公表します。

取組み名	取組み内容と目安
温室効果ガス排出量調査の実施・公表	地域のエネルギー使用量把握を拡大

取組 2：温室効果ガス排出量削減の仕組みづくり

区は、区内における地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、地域・家庭、事業所などでの温室効果ガス排出量の削減に向けた仕組みづくりを行います。

取組み名	取組み内容と目安
地球温暖化対策地域推進計画の策定	策定及び推進
地域・家庭、事業所等での温室効果ガス排出量の削減目標の設定	環境活動自己診断書の普及・促進
排出量取引制度*の研究（環境活動自己診断書の活用）	
北区地球温暖化防止実行計画の推進	地域に拡大

取組 3：新エネルギーの導入

太陽光発電や太陽熱利用、風力発電、燃料電池などの新エネルギー設備を積極的に導入し、化石燃料の使用を抑制することにより、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を減らしましょう。

区は、区有施設での率先的な導入のほか、情報提供などを行います。

新エネルギーに関する情報提供

取組み名	取組み内容と目安
新エネルギーの情報の提供	新エネルギーの情報収集、拠点やインターネットでの情報提供
新エネルギーの展示施設の設置	拠点での体験型施設の展示

新エネルギーの普及・促進

取組み名	取組み内容と目安
太陽熱温水器の導入促進	導入助成の実施（年間 30 件）
太陽光発電の導入促進	導入助成の実施（年間 5 件）
燃料電池の導入検討	導入に向けた情報収集
エコハウスの奨励	パンフレット等による情報提供
区役所・学校等への導入	率先導入

取組4：省エネルギーの推進

環境活動自己診断書の活用や省エネルギー教室への参加によって、省エネルギーに関する知識を深め、家庭や事業所での省エネルギー行動をにつなげましょう。

区は、環境活動自己診断書の普及や教室の開催を進めるとともに、建物や機器などの省エネルギー化や交通の省エネルギー対策（マイカーの使用削減、低公害車の普及など）を進めます。

省エネルギー行動の推進

取組み名	取組み内容と目安
北区地球温暖化防止実行計画の推進	ISO14001の活用による省エネルギー化の推進
環境活動自己診断制度の推進	(再掲・P36)
省エネルギー教室の開催	環境リーダー等による実施
省エネルギー相談窓口の開設	事業所、家庭向け省エネルギーマニュアルの作成

建物・機器等の省エネルギー化

取組み名	取組み内容と目安
建物の省エネルギー化促進	建物の省エネルギー対策の促進、ESCO事業*の普及
建物の省エネルギー診断・管理マニュアルの作成	研究、作成、推進
建物の省エネルギー配慮制度の導入検討	施設の新築、改修時の省エネルギー性能評価の実施
省エネルギー型照明の導入(LEDなど)	適した場所に使用する
省エネマーク表示製品の普及促進	共通省エネラベルがついた商品の情報提供
コージェネレーション*の導入、普及促進	情報提供

交通の省エネルギー化

取組み名	取組み内容と目安
自動車利用の低減	自動車利用を必要最低限とする 省エネルギー化を推進
エコドライブの普及・促進	業界との連携によるエコドライブの推進
低公害車の普及促進	低公害車のPR強化
交通渋滞の解消	交通流の把握、交通渋滞の解消

2. ごみ減量・リサイクルを進める

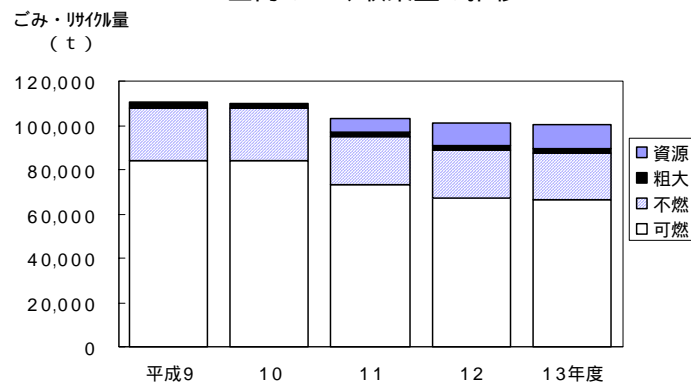
現状・
問題点

北区ではごみの減量が進んでいます

北区のごみ収集量は、平成13年度は年間約10万トン、区民1人1日当たり約873g/日となっており、近年減少傾向にあります。

しかし、最終処分場の延命のためにも、さらなるごみ減量が必要です。

区内のごみ収集量の推移



資料：「北区行政資料集」平成15年度版

北区では協働によるリサイクル活動が盛んです

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど10世帯以上で構成された地域の団体が、各家庭に呼びかけて、家庭から出る古紙などを定期的に特定の場所に集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動が行われています。平成14年度は、区内268団体が実施し、6750トンが回収されました。

びん・缶のステーション回収は、区内の19自治会連合会を単位に組織した、地域リサイクラー協議会が中心になって事業を推進しています。平成3年度に事業を開始し、平成6年12月に区内全域に拡大されました。各町会・自治会の地域リサイクラー(181人)のもとに、約4,300か所のステーションを設けています。

また北区では、区民のリサイクル活動の拠点として、3つのエコ広場館を設けています。NPO法人「リサイクラー活動機構」が区から委託され運営するというユニークな施設です。これらのエコ広場館では、フリーマーケット、リサイクル情報紙「かわら版」の発行、リサイクル講座などが行われています。

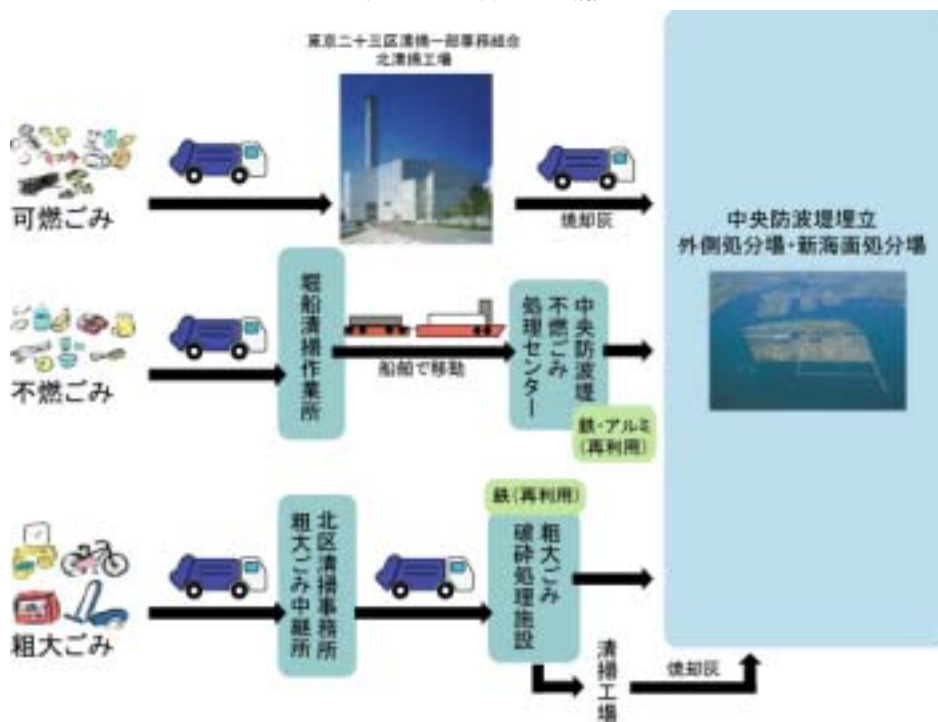


北区のごみはどこへ行く？

23 区の清掃事業は、東京都が行ってきましたが、平成 12 年 4 月より、区に移管され、区が清掃・リサイクル事業を行うことになりました。

これにより、区は、一般廃棄物の収集・運搬を行い、東京都が管理する最終処分場（新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場）で処分をしています。

北区のごみ処理の流れ



資料：北区ホームページ

何でも購入する時代は終わりました ~グリーン購入のススメ

今までの大量生産・大量消費・大量廃棄を続けていると、地球の資源はいつか枯れ果ててしまいます。持続可能な社会の仕組みをつくるためには、リサイクルも大切ですが、一人ひとりが「グリーン購入」を理解し、実践することが不可欠です。

参考：グリーン購入ネットワークの「グリーン購入の基本原則」(GPN ホームページより)

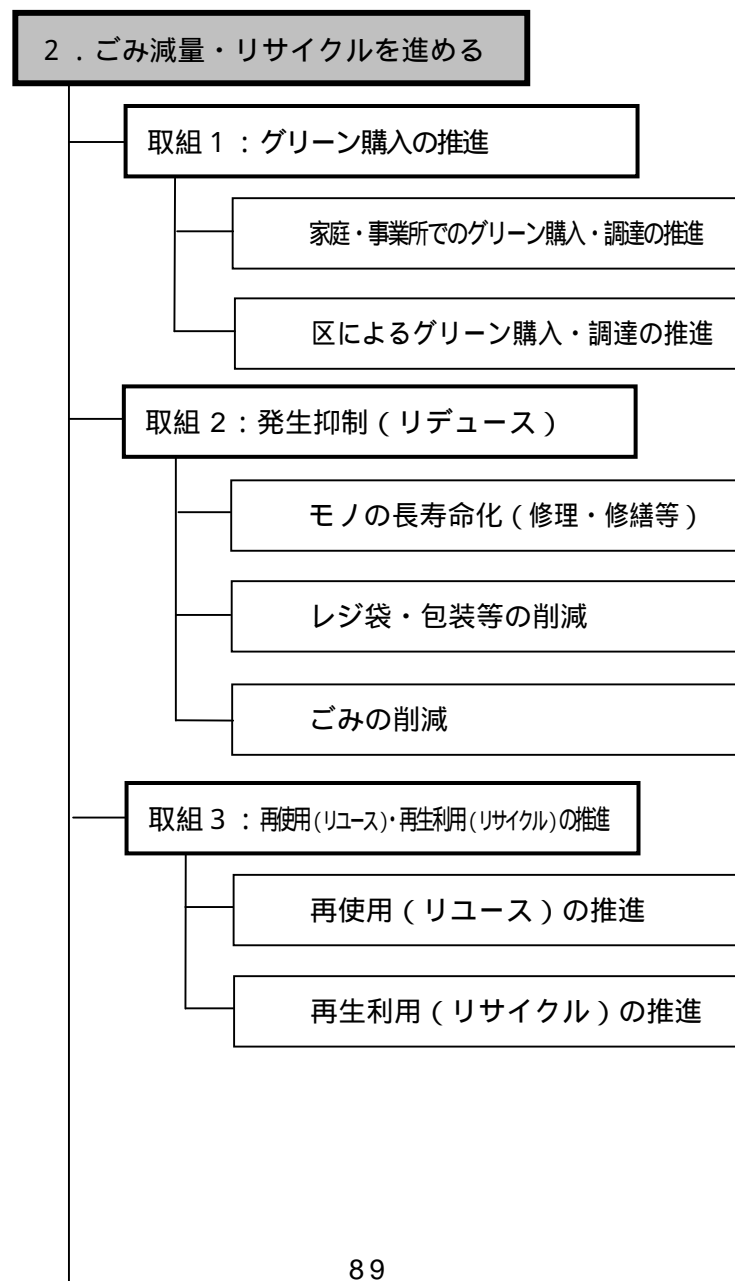
- 購入する前に必要性を十分に考える
- 資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する
- 環境負荷の削減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する
- 製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する

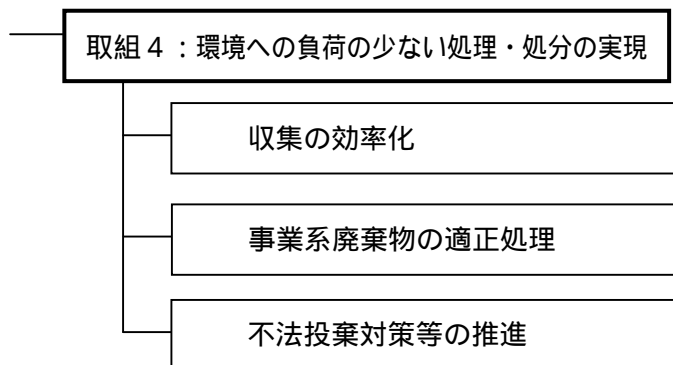
取組み
方針

北区では、ごみの減量やリサイクルは進みつつありますが、地球環境のことも考えて、資源の浪費や廃棄物の増大をできるだけ抑えていく必要があります。

そこでまず、環境に配慮した製品（環境配慮型製品）を優先的に購入する「グリーン購入」の考えを普及させます。次に、モノを大切に長く使うなどしてなるべくごみにしないこと（発生抑制：リデュース）を心がけます。そして、使用済みの製品や部品を再び使用したり（再使用：リユース）、回収されたものを原材料や熱として利用します（再利用：リサイクル）。

なお、廃棄物の収集・運搬、最終処分においては、できるだけ環境負荷を減らすように配慮します。





環境の目標及び指標

環境指標	具体的な目標(10年)	現状値
ごみ収集量	82,000 t (平成 23 年)	98,000 t (平成 15 年度)

収集内容：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、資源・古紙

取組み
内容

取組 1：グリーン購入の推進

環境配慮型製品を優先的に購入する「グリーン購入」を実践しましょう。

区は、グリーン購入の普及を促進し、環境ビジネスの活発化を図ります。

また、家庭や事業所に対して、グリーン購入・調達に関する情報提供を行うとともに、率先してグリーン購入・調達を進めます。

家庭・事業所でのグリーン購入・調達の推進

取組み名	取組み内容と目安
グリーン購入・調達についての情報提供	

区によるグリーン購入・調達の推進

取組み名	取組み内容と目安
庁舎でのグリーン購入・グリーン調達の推進	区で購入する物品のリサイクル製品率 100%
建設時のグリーン調達	調達可能な資材の検討
グリーン購入・調達の結果・効果の公表	

取組 2：発生抑制（リデュース）

モノを大切に長く使うために必要な情報を共有化するとともに、消費者、商店、商店街などが協力して、ごみとなるレジ袋や包装類を削減しましょう。

そして家庭や事業所では、できるだけごみの削減に努めましょう。

区は、こうした取組みを促進するための情報提供などを行います。

モノの長寿命化（修理・修繕等）

取組み名	取組み内容と目安
グリーン購入・調達についての情報提供	（再掲・P91）
修理・修繕等を行う店舗等の情報提供	インターネット等による紹介

レジ袋・包装等の削減

取組み名	取組み内容と目安
商店街等における簡易包装の推進	PR の推進
マイバッグ運動の展開	PR の推進

ごみの削減

取組み名	取組み内容と目安
ごみ減量に向けた意識啓発	各種イベントを介した区民や事業者に対する啓発
生ごみ削減	給食残菜の発生抑制

取組 3：再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の推進

エコ広場館やフリーマーケットを利用するなど、使用済みの製品や部品を再び使用する(再使用：リユース)に努めましょう。また、資源回収などに協力し、再利用(リサイクル)を進めましょう。

区は、リサイクル情報紙「かわら版」のインターネットでの提供など、情報の共有化を図ります。

また、区民・民間団体と資源回収業者が協力する資源集団回収の活動を定着、拡大していきます。

再使用(リユース)の推進

取組み名	取組み内容と目安
フリーマーケット、バザー等の実施	フリーマーケット・バザーの開催の推進
エコ広場館の活用	講座の開催、交流の場としての活用
リサイクル情報ネットワークの形成(不用品情報)	広場館独自のネットワーク構築

再生利用（リサイクル）の推進

取組み名	取組み内容と目安
分別排出の徹底	継続
資源集団回収の推進	ごみ量の減少
緑のリサイクルの推進	継続
建設副産物のリサイクルの推進	国の建設リサイクル法に基づき、都のリサイクルガイドブックにしたがって推進
エコー広場館の活用	（再掲・P92）
地域での協働リサイクルシステムの推進	集団回収、拠点回収
リサイクル教育の実施	リサイクラーの底辺拡大
食品等のリサイクルの推進	北区ブランド堆肥の普及等

取組 4：環境への負荷の少ない処理・処分の実現

事業者は、事業系廃棄物の適正処理を徹底しましょう。区は、そのための情報提供を行います。また、区は、区によるごみ収集の効率化を図ります。

また、地元住民や地権者、警察と連携して、不法投棄防止を進めます。

収集の効率化

取組み名	取組み内容と目安
収集ルート・集積所の適正配置の検討	適正化の推進

事業系廃棄物の適正処理

取組み名	取組み内容と目安
事業者への適正処理・監理の徹底指導	適正管理及び処理の推進

不法投棄対策等の推進

取組み名	取組み内容と目安
警察等関係機関との連携	不法投棄、資源抜き取りの防止

3. 地球の問題を身近にとらえる

現状・ 問題点

さまざまな環境問題が起こっています

現在地球上では、地球温暖化をはじめさまざまな地球環境問題が発生しています。

例えばオゾン層*の破壊です。人や生き物を太陽の光に含まれる有害な紫外線*から守っているオゾン層がフロンガスにより破壊され、皮膚ガンや白内障などの健康被害を発生させるおそれがあるだけでなく、植物やプランクトンの生育の阻害などを引き起こすことが懸念されています。

酸性雨も広域的な問題です。自動車や工場から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で変化し、酸性の雨が降ります。その結果、森林が枯死したり、生態系への影響を与えたり、文化財が溶出してしまったりします。

開発途上地域を中心とした国々では、人口の増加、都市への集中、工業化、貧困などさまざまな要因が組み合わされ、大気汚染、水質汚濁、衛生環境の劣化、森林や土壌の劣化、生物多様性の減少、海洋汚染などさまざまな問題が生じています。

人口の増加 食糧危機 環境破壊が大問題です

世界の人口は急激に増加しています。人口の増加は、何が問題なのでしょうか。

人口の増加率が激しいのは、開発途上国と呼ばれる国々です。開発途上国には、今でも栄養不足の人が8億人もいます。この数は今後増える可能性が高いのです。

人口の増加に対応するためには、食糧を増産しなければなりません。しかし過剰な食糧の増産は、さらなる環境問題の原因ともなるのです。

農作物を作るためには、土地が必要です。土地の確保のために、森林も伐採されます。森林を過剰に伐採すると、動植物の減少や洪水などの水害の発生、砂漠化、大気中の二酸化炭素の増加、ひいては地球温暖化の促進に繋がります。これらの問題が起こると、今度は農作物に悪影響を及ぼします。

農作物を多く収穫するために、農薬や化学肥料を使うと、土壌・地下水汚染の原因にもなり、逆に農業をできる土地が少なくなります。また農業には大量の水が必要なので、地下水の枯渇や河川の消滅、水質の悪化などを引き起こします。

このように、地球規模の環境問題は、それぞれ密接に関係しあい、今のままでは悪循環を繰り返すこととなるのです。

世界の問題は身近な問題でもあるのです

開発途上国の貧困・食糧問題は、日本にもまったく関係のない話ではありません。

日本は国レベルでは経済的に豊かな国ですが、その日本でも職につけない人がいるなど、決してすべての人が恵まれているとは言えない状況です。現在も完全失業率は4.6%（平成16年6月）にのぼります。

また、日本の農業も問題を抱えています。近年の異常気象は、農業に少なからず影響を及ぼしました。逆に収穫量が多すぎると、価格の低下を防ぐために一部廃棄されることがあります。農村部は過疎化し、後継者不足も問題になっています。

国内の農業はもちろんですが、外国の農業事情も日本の食卓に影響があります。日本は農作物の自給率が低いので、外国で農作物が取れなくなると、食糧も減ってしまいます。食糧増産のための遺伝子組換え作物なども、私達の健康と無縁ではありません。

このように、世界の問題は決して他人事ではないのです。遠い国の出来事、と思わずに、様々な問題を自分の問題として考え、行動していかなければなりません。

地域から貢献しましょう

地球環境問題は、いずれも一国だけの力では解決が難しく、多くの国との協力が不可欠です。また、企業やNGO*、民間団体などとも連携する必要性が高まっています。北区においては、地球のことも考えて、地域から行動することのできる「地球市民」として、取り組んでいくことが必要です。



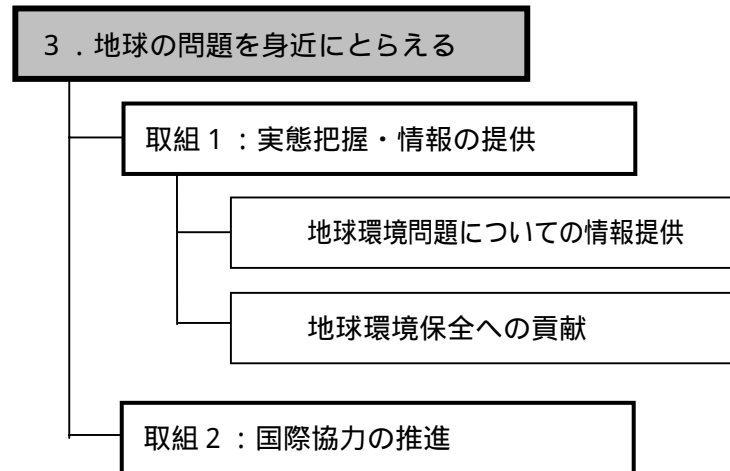
北区と北京市宣武区は、昭和60年の中国北京第一実験小学校と王子小学校の交流をきっかけに区議会などの調査団、区民友好交流をはじめ、文化、スポーツ、青少年、環境、女性など幅広い分野での交流が行われています。特に環境面の交流としては、平成6年に北区が大気汚染測定装置を贈呈したり、平成9年に中学生を中心とした環境問題海外派遣団を派遣、宣武区の中学生と交流したりしました。



資料：北区ホームページ

**取組み
方針**

「地球市民」の考えのもと、地球環境問題についての最新情報の共有化により、地球環境問題への関心・理解を深めます。また、地球環境保全のために地域でできる取組みや、国際協力を進めます。



**取組み
内 容**

取組 1：実態把握・情報の提供

地球環境問題の最新動向や影響などについての情報を収集し、関心を高めましょう。そして、区内の酸性雨の実態を調査し、地球規模の問題を身近に捉えましょう。

区は、地球環境問題の現状をより多くの人に知ってもらうため、調査の結果の公表や情報提供などを進めます。

地球環境問題についての情報提供

取組み名	取組み内容と目安
最新動向・影響等の把握・情報提供	拠点に集積

地球環境保全への貢献

取組み名	取組み内容と目安
区民参加による酸性雨調査の実施・公表	環境モニターによるインターネット等で掲載
フロンの回収・処理の促進	(再掲・P61)
熱帯材の使用抑制	代替材の使用推進
紙の使用量削減の推進	用紙サイズの変更、両面利用 リサイクル

取組 2：国際協力の推進

「地球市民」の考えのもと、国内だけでなく海外の都市とも、環境への取組みに関する情報交換、相互視察、交流会の開催などの交流を図りましょう。

区は、率先して国際協力を努めていきます。

取組み名	取組み内容と目安
都市レベルの環境分野での国際協力	小中学生による国際交流会など

用 語 集

用 語	解 説
あ 行	
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんの原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。また、1992年発効のバゼル条約では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されている。
アダプトプログラム	地域住民に、公共施設や区域（例えば道路）の「親」となってもらい、その施設や区域を管理（例えば道路の清掃や、道路わきのプランターの管理など）してもらう制度。
一酸化炭素	一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。主要な発生源は自動車排出ガスで、喫煙によっても体内に吸収される。ヘモグロビンとの親和力が酸素の240倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合（カルボキシヘモグロビン CO-Hb）し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招く。
エコツアー	エコツアーとは eco(logy)：環境に優しい + tour：旅行という言葉を組み合わせた、文字通り"自然環境の素晴らしさを体験する旅"です。旅行会社が企画するもの、NGOが企画するものもあれば、企業が宣伝活動の一環として行うツアーなどもあり、形態は様々です。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。 主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
エコハウス	自然界にある素材を極力多く取り入れた材料を使用し、結露対策や省エネルギー対策を図り、メンテナンスがしやすい家。
NGO	「開発問題」「人権問題」「平和問題」など、地球的規模の問題の解決に「非政府」かつ「非営利」の立場から取り組む市民主体の組織。
屋上緑化	建築物等によって自然の地盤から離された構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。

用 語		解 説
	オゾン層	地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は、地上から約 10～50 km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。
	温室効果ガス	地表面からの赤外線を吸収し再放出する気体。温室効果ガスが増加しすぎると、赤外線が宇宙空間に放出されないため、地球の気温が上昇しすぎてしまう。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。
か 行	グリーン購入	市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入すること。
	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。典型 7 公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなかったり、これらが人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準を設定することが難しいため、これら 3 つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の 4 つについて環境基準が定められている。
	環境ホルモン	正式には内分泌攪乱化学物質という。 研究者や機関によって定義が確定していないが、「環境ホルモン戦略計画 SPEED '98」（2000 年 11 月改定）では「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とし、疑われる化学物質として 65 物質をあげている。
	環境モニター	それぞれの地域で環境調査などを行い、情報を収集する人。
	環境リーダー	ここでは一般名称として使用する。環境調査や体験型学習の実施、省エネルギーについての指導等ができる人。
	近自然型護岸	従来の護岸は表面がつるつるのため、生物はほとんど棲息していない。護岸に穴（すきま）をあけ、水面の上に出る穴の奥に土を入れることにより、カニ、小魚、貝など 多様な生物が棲息できる。これらの生物は、水中の有機物を吸着するため、水質の改善に役立つ。

用 語		解 説
	光化学スモッグ	自動車及び工場から排出される窒素酸化物や炭化水素は太陽からの強い紫外線を受け光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどオキシダント(酸化力の強い物質の総称)を二次的に生成する。これらの物質から出たスモッグを、光化学スモッグという。
	高度処理	富栄養化対策として、窒素やリンを除去する排水処理方法。現在の標準的な処理方法は、下水に活性汚泥(微生物の塊)を入れて空気を吹き込むことで、下水に含まれる有機物を微生物の力で分解する。分解後は、汚泥を沈殿槽で分離し、処理水は塩素消毒をして、放流する。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システム。これにより、総合熱効率の向上を図る技術。二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。
さ 行	再生水	再生水とは、一度使用した水や雨水等を再生処理した水であり、便器洗浄、庭散水、環境用水(せせらぎ)のように必ずしも飲料用並の水質が必要ではない用途に利用される。水資源の有効活用を促進するものとして近年使用量が増えており、上水(水道水)と下水との中間に位置する水として中水と呼ばれる場合もある。
	酸性雨	当初は酸性の強い(pHの低い)雨のことであったが、現在では、「湿性沈着」(二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雲などの形で沈着する場合)及び「乾性沈着」(大気汚染物質がガスや粒子の形で沈着する場合)を併せたものとしてとらえられている。
	紫外線	波長が可視光線より短く X 線より長い電磁波の総称。波長約400～数ナノメートル。目には見えないが、太陽光・水銀灯などに含まれ、日焼け、殺菌の作用を持つほか、しばしば光化学反応を起こすなど化学作用が強い。皮膚ガンの原因になることがある。
	自動車 Nox・PM 法	自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。
	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として2000年制定。環境省所管。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示すものである。

用語	解説
省エネルギー	石油・ガス・電力など、エネルギー資源の効率的利用を図ること。省エネ。
新エネルギー	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。
3R (=リデュース、リユース、リサイクル)	リデュースは減量化すること。リユースは形を変えずに再利用すること。リサイクルは、形を変えて再利用すること。 リサイクルは、主にマテリアルリサイクル(原料として再利用)、サーマルリサイクル(焼却してその焼却熱をエネルギーとして再利用)、ケミカルリサイクル(化学処理を加えて、他の物質に転換し、再利用)の3つに分けられる。
生態系	自然界のある地域にすむ全ての生物群集とそれらの生活に關与する環境要因とを一体として見たもの。
人工排熱	空調など建物に起因して発生する熱。
スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直そうという動き。これまでマイナスと見られた「スロー」に価値を見つけ、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようというもので、欧米で十年ほど前から広がり始めた。
騒音	睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど生活環境を損なう「好ましくない音」「無いほうが良い音」を騒音という。騒音に対する馴れや個人個人の心理で感じ方が異なるところに騒音の特徴がある。騒音は特別な場合を除き、伝わる距離が小さく、発生してから短時間で消えるという一過性の性質を持ち、蓄積されない。騒音による公害を防止するため環境基準が設定され、「騒音規制法」等に基づき対策が進められている。

用 語	解 説
た 行 ダイオキシン類	<p>ポリ酸化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCB と同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。ダイオキシン類は、他の化学物質の製造や燃焼などにもなって、気づかないうちに発生する。ベトナム戦争のときに使用された枯葉剤に微量含まれていたために、その後多くの奇形児が生まれる原因になったと考えられている。</p> <p>なお、大気中ダイオキシン類濃度は、「pg-TEQ/m³」を使う。pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラムを表す単位。TEQは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算したものの。</p>
地球温暖化対策地域推進計画	<p>地球温暖化対策推進法で規定される、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施を進める計画。</p>
地球温暖化防止実行計画	<p>地球温暖化対策推進法で規定される、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画。北区では、平成14年6月に策定し、電気・ガス・水道使用量を削減する取組みを進めている。</p>
中水利用システム	<p>上水（水道水）を利用後、下水に流さずに、水をリサイクルするシステム。（例えば、風呂などに利用した水を、トイレの水に再利用するなど。）</p>
低硫黄軽油	<p>環境への負荷を軽減するため石油の精製過程で硫黄分を大幅に取り除いた（脱硫）ディーゼル車用燃料の軽油。</p>
低公害車	<p>天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、電気自動車及び低燃費低排ガス車をいう。</p>
透水性舗装	<p>道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。</p>
土壌浸食	<p>水や風の作用によっておこり、浸食量は気候、地形、植生、土壌の種類、人為的要因等により影響される。人為的要因とは過放牧、過度の森林伐採、不適切な農地利用、大規模開発などをさす。</p>
な 行 二酸化炭素（CO ₂ ）	<p>石油・石炭などの炭素化合物が燃焼されると二酸化炭素（CO₂）が発生する。近年、人間活動の拡大による石油、石炭などの化石燃料の消費に伴いCO₂の発生が増加している。CO₂は「温室効果ガス」の一つであり、近年CO₂など「温室効果ガス」の増加による地球温暖化が問題となってきた。</p>

用語		解説
	二酸化窒素 (NO ₂)	窒素の酸化物で赤褐色の気体。燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。代表的な『大気汚染物質』である。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、『光化学オキシダント』の原因物質でもある。
	二酸化硫黄 (SO ₂)	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。
	日照障害	太陽光が、建造物等によってさえぎられることをいう。
は 行	排出量取引制度	全体の排出量を抑制するために、国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割振る排出権制度。
	ビオトープ	もともとビオトープとはドイツ語で、特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念であるが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示すことが多い。
	ヒートアイランド現象	都市部では、高密度のエネルギー消費や、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われていることにより、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外より気温が高くなっている。この現象は、等温線を描くと都心部を中心とした「島」のように見えるため、ヒートアイランド現象と呼ばれている。
	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。回転軸が水平のプロペラ型と、垂直のダリウス型がある。風力エネルギーは無尽蔵でクリーンだが、気象によって変化が大きい。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	Suspended Particulate Matter : SPM。大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径が 10 μm 以下のものをいう。
	フロン	オゾン層破壊の原因物質。毒性もなく優れていることから、「奇跡の流体」とよばれ、急速に広まったが、1980年代に入ると、オゾン層破壊の原因がフロンであると突き止められた。そこで、フロンに対する規制が始まっている。
	壁面緑化	ビル等の建物の壁面 (特に西日のあたる西壁面) を緑化することにより、冷房負荷を減らし、廃熱の増大を抑える方法。
	保水性舗装	舗装体内に保水された水分の蒸発潜熱により夏季日中の路面温度上昇を抑制し、さらに蓄熱が減ることによる夜間の気温保持の抑制を図るもの。
ら 行	リスクコミュニケーション	化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO 等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

用 語		解 説
	緑被率	ある地域又は地区における緑地(被)面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。国際自然保護連合(IUCN)が、1966年に初めて発行した。その表紙が赤であったことから「レッドデータブック」と呼ばれる事になった。
わ 行	ワンド	川の本流の流れに対して静かな水域となる、くびれた部分。
E	ESCO 事業	工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。
I	I S O 14000s	環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定。
P	PDCA サイクル	計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)からなるPDCAサイクルを繰り返すことによって自らの継続的な改善を図り、取組を管理・推進するもの。
	PRTR 制度	Pollutant Release and Transfer Register。化学物質排出移動量届出制度。人の健康や動植物への有害性のある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれている事業所の外に移動する量を事業者自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。
T	TDM	正式名は交通需要マネジメント IT を駆使した道路交通情報システムの拡大整備であり、道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。道路の「利用の仕方の工夫」と「適切な利用の誘導」によって、円滑な交通流を実現することが期待されており、このために、道路整備と平行してTDMが必要とされている。温暖化対策に寄与するものとして期待されている。